

平成 27 年第 8 回平取町議会定例会 （開 会 午前 9 時 30 分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより平成 27 年第 8 回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は 12 名で会議は成立します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定によって、11 番千葉議員と 1 番松原議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12 月 8 日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8 番四戸議員。

8 番
四戸議員

8 番四戸です。本日召集されました第 8 回町議会定例会の議会運営等につきましては、12 月 8 日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期については 12 月 15 日から明日 12 月 16 日までの 2 日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日 12 月 16 日までの 2 日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日までの 2 日間と決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員からの平成 27 年 10 月分の出納検査の結果報告、また、平取町外 2 町衛生施設組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第 4、行政報告を行います。教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは本年 9 月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。1 点目、平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果についてであります。本年 4 月 21 日に実施されました全国学力・学習状況調査にかかわります北海道全体及び管内別の結果が 11 月 25 日に北海道教育委員会のホームページに登載されるとともに、新聞報道等がなされたところであります。本年度における学力・学習状況調査にありましては、文部科学省が全国の小中学校を対象に、悉皆方式のもとに国語、算数、数学、並びに本年度は 3 年ぶりとなります理科を加えた 3 教科について、主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題が一体的に出題され調査が行われたところであります。都道府県単位での平均正答率の結果にありましては、8 月に公表がされ、その結果と

いたしましてはご承知のとおり、北海道全体の国語A、B、算数、数学A、B、理科の各科目平均正答率と全国との差は小学校国語Aでマイナス1.9ポイントとなりました。同じく小学校国語Bでマイナス2.4ポイントとなり、小学校算数Aではマイナス2.9ポイント、算数Bではマイナス2.5ポイントとなりました。また小学校理科にありましてはマイナス1.5ポイントとなっています。中学校国語Aでは、全国と同ポイントとなり、中学校国語Bではマイナス0.1ポイントとなっています。同じく中学校数学Aではマイナス1.4ポイント、数学Bではマイナス1.9ポイントとなっています。同じく、中学校理科につきましては0.3ポイント上回る結果となりました。このことにおいて、都道府県別5科目平均正答率で北海道は中学生が30位、小学生が最下位となりましたが、中学校理科にありましては、全科目を通じて初めて全国平均を上回った結果となったところであります。総じて申し上げれば北海道の状況にありましては、全国の平均正答率の差が小中学校あわせて10科目中、5教科で縮まり、昨年度に引き続き、改善の傾向が見られるものの、いまだ多くの教科で全国平均を下回り、そのうち3教科では全国との差が広がっているものとなっています。また前段申し上げました先月25日に北海道教育委員会が公表いたしました道内の管内別の結果において、日高管内全体の平均点といたしましては、小中学校ともに前年度に引き続き、すべての教科において全道平均を下回った結果となりました。そうしたなかにおいて、平取町の状況を申し上げますと、小学校にありましては、全国の平均正答率と比較し、国語Aでは低い、国語Bではやや低い、算数Aでは同様、算数Bでは高い結果となっています。また同じく小学校理科ではやや高いものとなりました。また全道との比較にありましては、国語Aではやや低い、国語Bでは同様、算数Aではほぼ同様、算数Bでは相当高い結果となっています。また同じく小学校理科ではやや高いものとなりました。中学校にありましては全国との比較において、国語A、数学A及びBがやや低い、国語Bではほぼ同様となり、理科にありましては同様という結果となったところであります。日高管内全体との比較にありましては、小学校において、すべての科目で管内平均を上回り、特に算数B及び理科にありましては、相当高い結果となり、国語B、そして算数Aにありましても高い結果となったところであります。中学校におきましては、国語Aを除く4科目で管内平均は上回ったものの、上位区分でのほぼ同様という結果となったところであります。平成27年度における調査結果につきましては、以上ご説明申し上げますとおりとなりますが、平取町の対前年度との平均正答率の比較にありましては、小学校中学校ともに、一部の科目を除き下回るものとなりましたけれども、特に活用に関するB問題において、条件を設定された記述分野では、国語、算数、数学ともに正答率が低い状況にあることから、教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、学校、家庭、地域と連携した取り組みの充実、推進を図ってまいり所存であります。続きまして2点目の平成28年度新入学児童に係る就学時健診等の実施につきまして、ご説明申し上げます。本年10

月14日となりますが、平成28年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施いたしました。来年度は現在51名の児童が入学予定となっておりますが、学校別に申し上げますと、紫雲古津小学校7名、平取小学校25名、二風谷小学校6名、貫気別小学校3名、振内小学校が10名となっております。実施いたしました健康診断等の内容につきましては、内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発育状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施いたしました。教育委員会におきましては、この健診等を通したなかで児童一人一人の様子を確認し、状況によっては保護者と就学にあたっての相談等を行うとともに、また今月8日に開催をいたしました平取町教育支援委員会の協議結果等を踏まえ、児童に対し必要とする教育的支援並びに環境等を整えてまいりたいと考えております。以上、本年9月定例議会以降における諸般の教育行政にかかわります報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。9番松澤議員を指名します。9番松澤議員。

9番
松澤議員

9番松澤です。先に通告してあります乳幼児予防接種について質問いたします。現在、北海道において乳幼児の予防接種は定期予防接種6種類、任意は8種類ほどと回数が多いですが、来年度からは、定期予防接種に日本脳炎が追加され、それ以降も任意接種から定期接種への移行により、さらに、予防接種の種類、回数が増えてくると予想されます。しかも、予防接種の種類によっては、早期に接種しなければならないものや何週間か間をあけて複数回受けなければならないものもあり、子どものためとはいえ、親の負担は大きいと思います。平取町は同時接種を行っておりませんが、日本小児科学会の予防接種の同時接種の考え方の中で、ワクチンの同時接種は必要な医療行為であるとの見解を示しており、利点として、各ワクチンの接種率が向上する、子どもたちがワクチンで予防される疾患から早期に守られる、保護者の経済的、時間的負担が軽減する、医療者の時間的負担が軽減するとあげております。同時接種は必要な免疫をできるだけ早くつけて子どもを守るだけでなく、保護者の通院回数を減らすことができます。成人一人の外出とちがって乳幼児を連れての外出はその準備からして大変です。ワクチン接種の目的で、2歳までに医療機関を訪れる回数はすべて単独接種にしますと、公費、定期ですね、17回、任意の、私費で行く場合、13回、これ全部行くとするとなんですけども、計30回ほどになります。同時接種にしますとそれが10回程度で済むものとなっております。同時接種であれば、医療機関を訪れるのに必要な外出の回数が減り、外出によって受ける感染の機会も減ります。予防接種を受ける曜日は平日です。現在働く女性が

多いなか、少しでも保護者の負担を軽く、受けやすくするために、同時接種は必要と考えます。先ほどから負担という言葉を使っておりますけども、実際自分が子どもを連れて行くときに負担だなと思いながら行ったわけではございませんけども、そのころに比べますと確かに、種類、回数、本当に増えており、大変さがうかがえると思います。保護者の中には、同時接種に対して、当然不安を抱いてる方もいらっしゃると思いますので、平取町でどちらをするかということで、親が選択できるという方法で、平取町で同時接種を行うことができないか伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それではご質問にお答えいたします。まず、日本の乳幼児が1歳前後に接種する主な定期予防接種ワクチンは6種類ございます。4種混合、風疹、麻疹、いわゆるMR、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘の6種類ということになります。何回か接種するワクチンもあり、接種回数は先ほどお話にありました15回以上にもなるということになります。ワクチンを接種する場合は、原則として小児肺炎球菌、ヒブ、4種混合の不活化ワクチンにつきましては、1週間、6日以上、BCG、MR、水痘の生ワクチンの種類については4週間、27日以上の間隔をおくことになっております。現在、平取町では国保病院において、おおむね隔週になりますが、月、火、木の週3回、単独で実施している状況でございます。予防接種の同時接種につきましては、今松澤議員の質問の中にもありましたが、日本小児科学会の予防接種の同時接種に関する考え方に示されておりますが、同時接種は認めておりますが、あくまでも医師の判断で行っているという認識でございます。厚生労働省からの同時接種の基準が明確に示されていない現状のなかで、同時接種を行った場合、万一、副反応が起きた場合にその原因の特定がはっきりできないこともあり、ひとつのワクチンを接種した場合は、それぞれの次のワクチンの接種までの間隔の基準があることから、今後、厚生労働省が同時接種を行うべきと判断が示されるのであれば、同時接種の実施が可能との医師からの見解をいただいております。以上のことから、予防接種は現状と同じ、単独接種で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長

9番松澤議員。

9番
松澤議員

たしかに私も厚労省のホームページを見てみたけども同時接種に対する質問とかに関しましては、だめということは一言もなく、必ず医師が特に必要と認めた場合は同時接種可能ですということにとどまっております。日本小児科学会が出している見解ですので、小児科医のいない平取町では慎重にならざるを得ないということも私も理解はできます。小児科を持っている病院がほと

んどのところ、私が昨日調べたかぎりでは、同時接種を結構進めている内容のほうになっておりました。それで、理解はできますので、それではですね、現在の平取町の予防接種の流れとしましては、新生児訪問をしまして、その時に定期接種の予約票をわたし、そのとき1回目の予約をとってきてその後病院で予防接種を打ったとき、次回の予約をとってくると。要するに母子手帳を確認しながら、何を受けたか、この次何を受けたらいいか、どのくらいあけたらいいかということ、それを見ながらの次の予防接種の日程を予約をとったりしているってということなんですけども、結局、間隔があいたときなどはやっぱり今は次の接種がわからなくなってくれば、接種履歴を確認して予約を取るという保健福祉課のほうで、かなり把握しながら、一生懸命やっていってくれてるような、現在では平取町でそういうふうになっていると思います。それはとても安心できる方法であると思うんですけども、それであれば母子手帳に記載されているということがきちっとしておればですね、基本いつどの予防接種受けたかという確認ができるってということになりますので、ほかの推奨してます市町村の病院で、特に総合病院では進んでやっているようなんですけども、同時接種は行われているところで償還払等の方法で、町外の同時接種を行っている病院でも平取町民が受けられるようなことにはできないか、ちょっと伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。基本的には、予防接種につきましてはですね、特別な事情がない限り、町内の医療機関で実施を考えております。定期予防接種の回数では、現状の体制で十分行えるという考えでおります。ただ、来年より日本脳炎のワクチンがふえることになり、接種期間及び間隔が限られてるなか、風邪などによる接種ができない場合もございます。それによって、日程的に非常に厳しくなろうかと思いますが、子どもたちをこれらのワクチンで予防できる病気から確実に守るためには必要なワクチンを適切な時期に適切な回数で接種することが大変重要ということにはなっております。これらの状況を踏まえまして、病院の体制もございしますが、接種日数をふやすか、また同時接種による保護者の負担軽減などにより町外の接種も含めて十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長

よろしいですか。それでは、松澤議員の質問を終了いたします。続きまして、6番高山議員を指名します。6番高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。私は、先に通告しております職員の体調管理、そして障害者雇用、そして職員の採用について3点を通告しておりますけれども、その3点について、これから一般質問させていただきたいというふうに思っています。まず1点目でございますけれども、職員の体調管理ということで、この5、6年、

もう少し前からでしょうか、そういった意味では非常に職員の中で、体調を崩す職員がいる状況でございます。なかには、長期の休養が必要な職員が多いというようなこともございますけれども、現在の職員が体調を崩している状況については、どうなっているのかまず1点伺いをしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

質問にお答えをいたしたいと思います。現在、体調を崩している、休職あるいは、病気休暇の職員がいることは事実であります。現状におきましては、1名が休職をしている状態でございます。以上です。

議長

6番高山議員。

6番
高山議員

最近についてはですね、そういった意味では、過去何年間か現在休職中が1人ということになりますけれども、過去にさかのぼれば、そういった、非常に短い期間での休職だとか、もしくは、少し長いというようなことのなかで、復帰されてきている職員が、現在業務についているかなというふうに思いますけれども、そういった意味では体調を崩す原因というのはなかなか、難しいというふうに私も考えてるところでございますけれども、そういった意味では、個人の問題だとか家庭の問題、そして、職員が勤めている職場の問題というようなこと、いろんなことがですね、考えられると思いますけれども、そういったかたちのなかで、特に最近の体調崩している現状原因を職場としてどのように判断をしているのか、その辺どういった考え方で崩されてるということの原因を考えていられるのか、お聞きをしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。現状の体調崩している原因でございますけれども、高山議員ご指摘のとおり、内科的症状の場合は、一概にこれが原因であると決めつけることはできませんが、一つに、食生活や運動不足を含めた、私生活の事情に関するものが考えられるほか、業務的には、法律、制度の改正による市町村への権限移譲や、住民ニーズの多様化による市町村の業務量の増加、事務的には、電子メールのやりとり等による各種調査、報告期限のスピード化など、仕事によるストレスが原因になっている場合もあると考えております。以上です。

議長

高山議員。

6番
高山議員

今、担当の総務課長から原因についてはなかなか、複合的な問題もある、けれども職場の中での業務の関係だとかそういったことも、原因の一端として考え

られるというようなご意見が、そのようにお話を伺いましたけれども、じゃあ職場として、この、特に過去6年、7年からずっとこういうかたちで、実は、体調を崩す職員が非常に多くみられているという状況のなかで、この5、6年間の職員の体調を崩しているあいだ、町の、役場の組織として、例えば、どのような対応をしてきたのか、それを伺いたいなと思います。

議長

総務課長。

総務課長

高山議員おっしゃいましたように、私生活の原因が主な理由である場合、私生活と仕事のストレスが複合している場合、仕事によるストレスが主な原因である場合など、さまざまな要因があると考えられますけれども、町としては、労働安全衛生法の規定に基づき、職員に毎年、健康診断を義務付けております。とりわけ、40歳以上の共済組合員、これは正職員と準職員であります。これには毎年、30歳以上は隔年で日帰りの人間ドックを受診する制度を設けておりますほか、40歳以下の隔年と30歳以下の職員は、毎年、町国保病院で健康診断を受けさせております。仕事に関する要因についての対策といたしまして、業務やイベント等のために土曜日曜祝日に出勤した場合は、振替休暇を取得することを義務付けておりますほか、夏場においては、特別休暇3日間の義務付け、年次有給休暇3日間の取得奨励など、働きすぎの緩和についても、留意するとともに、近年の業務の増加や、多様化に対応する観点から、平成25年度に各係の業務量調査を実施し、事務量が過大で体制の見直しが必要な係については、専門職を中心に職員の数を増やしたほか、平成26年度から町の機構改革の検討を行い、27年度の組織機構の見直しにも取り組んでいるとともに、必要であると判断した場合は、事務のIT化の推進や、専門業者への業務委託を通じて、職員の負担軽減を図っているところであります。また、平成26年度から産業医を任命するとともに、労働安全衛生法の規定に基づく職員衛生委員会を本年秋に発足させ、職員の健康管理の向上に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

議長

高山議員。

6番

高山議員

今お話を聞いていての職場の対応でございますけれども、前段健康診断等については、これまでやってきた、長年ずっと職員の健康診断やってきているということで、特に対応ということではないのかな。体調を崩すということの条件の中に、健康のどちらかというところ、普通の一般的な病的なことをみつける健康診断ではもちろん、担当課長もそんなことでこの体調を崩すというようなこと、それは、体調を崩すというのは、体もそうですけれども、メンタル的なこともやっぱり、崩す要因になってるということがもちろんありますので、ただ後半の答弁のところについてはですね、業務量の見直しだとか専門職の配置という

ようなことも、考えているというふうに思いますけれども、その中で今ちょっと聞いたんですけれども、確か庁舎内には労使による衛生委員会があったというふうに思って実は私も、町の職員時代に担当としてそれぞれの委員会に出てたということはございますけれども、今総務課長のお話を聞くと、この秋に新しく、この組織は発足したということになるんですか。例えば、私が現職のときには、今の教育長が総務課長のときには、病院の先生を中心にしたそれぞれ保健師も入れて、衛生委員会というようなことをやっていたけれども、それはこの秋まではそういったものが全く機能させていなかったということのとらえでよろしいんでしょうか。それと、今秋に発足したものは、それとは別に新しいものを作ったということの内容で理解してよろしいんですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたしたいと思います。今高山議員ご指摘の衛生委員会につきましては、平成19年の夏に発足をいたしまして、平成22年まで、継続しておりましたが、その後産業医の退職によりまして、本年まで事実上中断状態にございました。産業医を任命し、衛生管理者を配置をいたしまして、平成27年10月から、再度発足をしているということでございます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ただいまの答弁でいくと、衛生委員会は19年から22年までは、いろんな保健師さんとか担当課長とか、労働側の職員側の代表も入れて機能はしていたけれども、産業医が退職して、基本的にはそれはその間、今年の秋までは、結果的に、先ほど総務課長が答弁したように、健康診断をやりました、業務量の見直しはしました、専門職おきましたという、そういった内容の対応しかしていないと。衛生委員会のあるものの産業医がいないからということで、全くなにもしていなかったというのが、実情だにご理解してよろしいんですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。全く何もしていないということではなく、町といたしましては、衛生委員会は、開催をいたしていなかった時期はございましたけれども、職員の健康管理について、先ほど申し上げましたことを実施をいたしております。ですので、ご理解をいただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

そういった意味ではですね、産業医がいるいないということもあるんでしょうけれども、職員が体調を崩す最近の傾向をみると、どちらかというと、自分の病気を苦にして、体調を崩すという方も中にはいらっしゃると思うけれども、実はそうではないんじゃないかなということがあるんで、19年に発足していた衛生委員会的なものは、職場の改善も含めてそうですけれども、どうかということが、衛生委員会の22年度後半にはですね、これから考えていかなきゃならないねっていうことが、確かそういう流れのなかでやってきたものが、産業医がいらないからということで、この今秋の秋までですね、基本的には、正直僕に言わせれば何もしてこなかった、そういうふうにとらえるということになるんですけれども、そのことはもう過ぎてしまってるのでいまさらということにはなりませんけれども、当然にして昨年の6月に公布されました改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックについては、当然、担当課長ですから、そういった制度が創設されたことももちろん、しかも、この12月1日からはですね、メンタルチェック制度が導入されているということにそれぞれ新聞なり、そういったことが出ておりますけれども、このメンタルチェック制度ということの導入がされるということになりますけれども、この内容について簡単に説明をしていただければありがたいんですけれども。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。メンタルチェックにつきましては、今議員ご指摘のとおり労働安全衛生法の改正によりまして本年12月から平成28年11月までの間においてスタートさせるように義務付けられている内容でございます。それぞれメンタルの精神的な症状につきまして、各自がチェックシートを各職員に對しましてチェックシートを配付いたしましてその回答を回収いたしまして、それに基づいて産業医の見解、あるいは、治療、どういうふうなところですね、診察に行けばいいかということも含めて、総合的に精神的疾患に関する基礎的なチェックをする内容のものでございます。平取町役場といたしましては、平成28年度、来年春からですね、この法律に基づいて実施をしてまいりたいと考えてございます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今それぞれ担当課長がお話ししたように、個人のストレスチェックにつきましては、検査することによってですね、そういった意味では、メンタルヘルスの不調だとかそういったリスクを低減させるということが、非常に大きな意味合いを持つ。体調不調を未然に防止する取り組みということになっておりますので、国もそういった意味では、最近のこういった、それは町の職員ばかりではないですけれども、いろんな一般企業の中においても病気で苦にして体調を崩

すという人よりもやっぱり、メンタルチェックというかメンタル的なところのなかでですね、やはり職場の中でつぶれていくだとか家族や個人の問題もいろいろありますけれども、そういったことにいよいよ本腰を上げてきたということになっていきますけれども、今お話を聞くと、来年の11月までにはまず1回やりなさいということになってるかなというふうに思いますけれども、4月にそういった、メンタルヘルスチェックの構築といいますか、体制を整えるということになっていきますけれども、そういった内容のなかで、今、産業医がいるということですのでございますけれども、産業医の先生については、そういう資格を持った先生であるのかどうかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。高山議員ご指摘のとおり、その資格を有している医師を産業医に任命をいたしております。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

こういったメンタルチェックのですね、実施に向けてというのは、先般の新聞報道にもございましたけれども、非常に難しい問題がたくさんあるというふうなことがですね、抱えております。検査体制の構築、特に専門知識を持った医師の確保だとか、それから労働者に対する不利益な取り扱いをどうするのかだとか、そういったことで、この制度を使うことによっての副作用があるんじゃないか。結果的には面接をして、そういったものがあればですね、例えば、短時間労働であるだとか、休職を進めるだとか、そういったことになったときに、職員がそういう対応になったときに、不利益を生じるというようなこともあるということで、職員が受ける義務はそれぞれ自由だということが、この法の中ではですね、書かれているということになりますけれども、そういった意味ではですね、これから、メンタルチェック制度の委員会的なものをつくって保健師も入る、総合的にあれするというようなことのなかでですね、対応がそれぞれなされていくんだというふうに思いますけれども、この中にはですね、個人の制度を実施することによる不利益なこともありますので、その辺十分にですね、そういったことがないようなかたちですね、配慮をしたなかでのメンタルチェック制度の導入をしてほしいというふうに思ってます。もうすでにそういった意味では、このメンタルチェック制度を利用しているということではないけれども、その先取りみたいなかたちで、やはり町のほうもですね、体調崩した職員については、休職をして休養させるだとか、例えば短時間労働するだとか、例えば、配置転換によって少し、それぞれメンタルに負荷のかからない場所への異動だとかということも、当然にしてもう実際はしてくれているとは思いますが、さらなる制度を使うときですね、そういったことが、副作

用的なことが起きないかたちのなかでですね対応していただければなというふうに思ってます。やっぱり私はですね、町の職員になってもですね、最終的には職員がですね、長期休暇でやっぱり職場に出てこれないだとか、過去にもそういった意味ではですね、退職を余儀なくされた、それは個人なのか職場の中でのフォローがダメだったのかよくわかりませんが、少なくとも、そういう職員を抱えている課ではですね、課の中での、やはりそういった病気だということを理解するようなやっぱり今まで取り組みをしてきたところもですね、正直あるかなというふうに思っています。そういった意味ではですね、こういった、退職を余儀なくされるようなことのないような職においてですね、さらなる対応が必要と思われますけれども、最後にですね、町理事者の考え方を伺いながらですね、1問目の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからお答え申し上げますが、平取町が実施する各種施策を効率的に実行しながら、町民サービスの質的向上を図るには、やはり職員が心身ともに健康な状態を保持することが大変重要であるというふうに考えております。先ほど来お話がありますように、このいろんな健康状態についてはさまざまな要因がありますので、これまでもしっかり町としても、職員の立場に立って考えてきておりますが、まず第一に自分の健康は自分で守るというセルフケアの意識を職員一人一人が、まず基本的に自覚できるように啓蒙していかなければならないというふうに考えてございますし、2点目には、町としてはこれまで同様に、職員の健康状態を継続的に把握しながら、疾病予防、あるいは健康回復、健康保持、増進の事業、あるいは職員への働きかけを徹底してまいりたいというふうに考えております。特に予防対策としては、個人のストレス対策能力の向上のためにですね、職員全体に対する研修の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。また労働衛生法に基づく対応については、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、さらに、早期対応の強化としても、職員が相談しやすい、体制の一層の拡充にも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、答弁いたします。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

こういった、今町長から答弁いただきましたけれども、現代病だなんていうことで、一概に片づけられるような内容ではありませんので、それは役場だけではないのかもしれないけれども、特に、役場の職員について体調崩される方が多いということですので、これからそういったメンタルヘルスについてもですね、十分に一つの病気だということのなかで、それぞれ、研修なり、

職場内での話し合いなりを継続していただければ大変ありがたいかなというふうに思っています。それは2点目なんですけれども、平取町における障害者雇用についてということで、伺いたいというふうに思っています。障害者の雇用の促進に関する法律は昭和35年にそれぞれできております。障害者の雇用と在宅就労の促進について定めている法律であることはご承知だと思いますけれども、ここで障害者雇用の担当課長に伺いたいと思いますけれども、なぜ障害者雇用を進める必要があるのか、まず先にお伺いをしておきたいというふうに思っています。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。高山議員ご指摘の障害者の雇用の促進に関する法律によりますと、身体障害者または知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業につくこと等を通じて、職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とするというふうに規定されております。私もそのように認識をいたしてございます。

議長

高山議員。

6番

高山議員

今担当課長がお話ししましたように、障害者雇用を進める根底च्छूूのは、共生社会の実現だということで、障害者がごく普通に地域で暮らしていくためには、地域の一員として、ともに生活できる社会の実現のためには、職業における自立を進めることが重要だというのは、障害者雇用、法律のですね、根底にある内容だというふうに思っています。当然にして、この障害者雇用促進法にのっとって、常時50人以上の企業なりについてはですね、障害者を1人以上雇用する義務付けされてると思いますけれども、私たちがいるこの地方公共団体の町にとってもですね、例外ではないと思いますけれども、町の障害者の雇用状況についてどうなっているのかまずお伺いをしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、障害者雇用促進法によりまして、一般の事業所においては、50人につき1人以上、医師、看護師、保健師、教員を除いた、全職員の2%以上の割合の職員については、障害者を雇用するよう義務付けられております。なお、これが国及び私ども地方自治体の職場においては、2.3%以上とされております。平取町はこれによりまして、4人の雇用が義務付けられているなかで、現在5名の雇用を行っており、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条の規定に基づき、当町を管轄する苫小牧公共

	職業安定所を通じて、労働大臣に対しこれを報告いたしております。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	基本的にはこの 25 年の 4 月からですね、そういった意味では、雇用ですね、雇用率がですね、今お話ありましたように、地方公共団体もその例にもれずですね、2.3%ということになってるかなというふうに思っています。この内容については毎年ですね、今総務課長言ったように 6 月 1 日付けでもって、ハローワークに報告をするということになってるということに、私もそのように確認をしております。実際ですねこの 6 月 1 日の資料を見ますとですね、2.45%、5 人がいるということになってはいますけれども、これは今の時点で、障害者手帳なりを持っている職員を 5 人、雇用してるということなのかその辺もう一度ちょっとお聞かせいただければと思います。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。報告の数値は 5 人であります。報告の中で、重度 1、2 級の重度の身障者については 2 倍にカウントするように厚生労働省からの指導があります。実人員は 4 名であります。今申し上げました関係で報告数値は 5 名ということになっております。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	それでは町の職員の中にはですね、個人情報もございますから、そういうことはお伺いできませんけれども、4 名の障害者手帳等を持っている職員、もちろん内部疾患もいろいろございますけれども、そういった方々がいるということでもありますけれども、この対象職員数の分母になる人数のうち何人なのか、それをまずお聞かせいただければと思います。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。分母になる数字であります。6 月 1 日現在の報告、203 名となっております。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	このハローワークの資料でみますと、対象職員数については、203.5 人ということになっていて、対象者の障害者の数については、今総務課長が言われました、5 名ということで、実雇用率については、2.45 ということになっ

てるということになりますけれども、そういった意味では、これから、まだまだ、そういった意味ではですね、雇用がこれだけ充足してればいいということではないということのなかで、ましては、平取には、養護学校、そういった意味では、誘致したという経緯もございますけれども、今後ですね、そういった意味では、この人数で満足していることではなく、考え方としては、これから、障害者の雇用を増やしていきたいという考え方なのかどうかというところをですね、お聞かせ願えればと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。町は今後とも、障害者雇用促進法の問題にのっとり、障害者の雇用につきまして、留意してまいりたいと考えております。以上です。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

この参考の書類によりますとですね、障害者はどのような仕事に向いているのでしょうかということ、障害者に向いてる仕事だとか向いてない仕事というのはないということできちっと一人一人のですね、障害状況やスキルの所得状況によっていろんな仕事に使えるんだということが書いてあります。また、参考の雇用事例なんかもですね、リファレンスサービスというそういったなかにですね、こういった障害を持った方はこういう特性があつてということがいろいろ書かれておりますので、そういった意味ではですね、今後ともですね、町がこの5人でまだまだ、雇用率が達成してるからということではなくて、やはり、地域のなかでも、もちろん農協もそうでしょうし、そういった意味ではですね、町内においてもですね、これからまだまだですね、やはり障害者の雇用が増えていくということがですね、やっぱり必要になってくるんでないかなというふうに思っているし、そういうふうにしていただかないと、やはり障害者もですね、職業の自立という面ではなかなか年金をもらってるだけで生活できるわけでもないというなこともございますので、特に私は役場とこの町内では、50人以上の事業であれば農協ぐらいということになりますので、また、すでに雇用している事業所見受けられますけれども、地域の障害者雇用を促進する立場にある町が地域のリーダーとして、これからもですね、積極的に進めていかなければならないということを私は前向きに考えておりますけれども、最後にですね、町理事者の考え方をお聞きして質問を終わりにしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長

副町長。

副町長

障害者の雇用につきましてはただいま総務課長から答弁がありましたとおり、

法律に義務付けられた雇用の率については下回らないようなかたちで対応してまいりたいというふうに思っております。すべての職場の中でどういう職種の中でどういう障害者が対応できるのかっていうのは、まだまだ十分把握されていない部分がありますので、それらについても十分に研究をして、障害者に開かれた職場になるよう、これからも努めてまいりたいというふうに思いますのでひとつご理解のほどよろしくお願いします。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

そういった意味ではですね、今副町長もお話しがありましたけれども、町長の答弁がないのはちょっと残念ですけども、そういう意味では、この地域の障害者の職業の自立を図るという観点からですね、町みたいな大きな職場の中でですね、これからそういった意味ではですね、雇用が図られるように、前向きにですね、取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。それでは3点目にですね、町の職員の採用についてということで、何点か、お聞きをしていきたいなと思っています。まず最初にですね、町の職員の正規職員の採用についてはどのような手順でやっているのか、まず1点お聞かせいただければというふうに思っています。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。正規職員につきましては、町は優秀な人材を確保するため、毎年9月に実施される日高町村会主催による、採用資格試験、1次試験は筆記試験であります。これを受験し、それに合格した人の中で、平取町に勤務をすることを希望する人に面接試験、2次試験を行い、その結果採用の可否を決定をいたしております。なお、建築、土木、保健師、社会福祉士、ケアマネージャーなど、採用の条件の中に一定の資格を有することを明記する場合は、日高町村会主催の1次試験とは別に、まちだよりや町のホームページ、保健師の場合は加えて、国保連合会に情報提供するなどして、公募し、1次は書類審査、2次は面接試験を行って、採用の適否を決定をいたしております。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今、町の正規職員については、町村会主体の募集の仕方、そして、保健師なり、いろんな資格を持ってる方については、そういった意味では、年度途中であっても、そういう資格の場合については、正規職員というような募集の仕方もあるということで、伺いました。この次ですね、例えば最近、いろんな週報の中で、正規職員ばかりでなくて、町の業務補助員的な臨時だとか、嘱託職員の募集等が出ておりますけれども、この臨時なり、嘱託職員の採用についての方法

といますか、ルールはどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。嘱託職員につきましては、まちだよりをもって公募し、応募のあった中から、同様に１次は書類審査、２次は面接試験を行って、採用の適否を決定をいたしております。ただし、まちだより等で公募いたしましても、結果として応募がなかった場合、業務上再募集をする時間的余裕がない場合には、業務遂行上、再募集を行わず町が選考して採用を決定する場合も、過去においては、ありました。基本的には公募して採用をするという考え方でございます。以上です。

議長

高山議員。

６番

高山議員

今のお話ししていくと、基本的にはまちだより等の中で臨時なり嘱託ということを示しながら、面接なり、そういった書類審査なりの中で、それぞれ決めているよということが一つ。もう一つは、時間がないときというようなお話をしておりましたけれども、そういった方々が特別に入るときの決め方っていうのはどういうかたちになるのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。一般事務職の嘱託臨時職員に関しまして、過去において、採用のための公募を行いました。が、応募者がなかったため、業務の遂行上、再度まちだよりで公募する時間的余裕がなかったことから、やむを得ず、その後、公募面接を行わずに、１名採用したケースと、公募を行って１名のみの応募があり、面接の上１名採用いたしましたが、数日間勤務した後、一身上の都合により、退職をいたしましたことから、再度まちだよりで公募する時間的余裕がなかったため、やむを得ずその後公募を行わず、町の選考により１名採用したケースがあります。いずれの場合におきましても、町民に対する、行政サービスの停滞を防ぐための例外的措置であり、その後の勤務状況を勘案し、町が当該職員の能力を評価した上で、継続雇用を行っており、定数外職員の採用に関し、平成２６年３月まで適用いたしておりました規定であります。平取町定数外職員の人事給与等運用方針第３項の規定において町は短期間または特殊事由の任用については、試験委員会の選考を経ないことができるとの規定を適用して採用していたものであります。以上です。

議長

高山議員。

6 番 高山議員	今の話を要約すると、臨時職員をとったけれども短期間でやめたと。その後、基本的には募集する暇が、というか時間的な制約があったんで、町が独自にその方を決めて採用したということになる、ということのご理解でよろしいんでしょうか。それは、町の定数外職員の条例なり要綱なりにうたっているルールに基づいて、採用してるということの内容でよろしいんでしょうか。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。今、高山議員の認識どおりであります。先ほど申し上げました、町の規定に反しているものではないということにつきましても、つけ加えさせていただきたいと思います。ただし、以上のケースにつきましては、やむを得ず行った、いわば例外的な措置でありまして、公募面接試験を行って、職員を採用していくという従来からの町の方針につきましては、全く変わりはありません。この点につきましてご理解をいただきますようお願いをいたします。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	町の定数外職員の採用等については、そういったかたちでルールどおりでやっているということで、例外的なこともあるということになりますけれども、やむを得ず例外的になった職員の、例えば町のほうからあなた期間がないからお願いしたい、ということは町のほうからお話をする、してその方を一本釣りするという内容で選考していたということよろしいですか。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。今申し上げた事例につきましては事前に町のほうで、選考いたしまして、本人に打診をしたという内容でございます。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	町のほうがどのような選考をしてこれだけたくさんいる、町の主婦の方もいらっしゃるし、若い方もいらっしゃいます。その中でどのように、選考してその人あてて採用したのかっていうのはなにか、ちょっとよくわかりませんが、どうもその辺が、不公平だ、公平性がないということを地域の方々言うのもまた納得いけるのかなと思います。ただ、やむを得ず時間がなくて、例外で採用した臨時の職員が、身分が例えば4月になったら、嘱託とかということになるのかちょっとわかりませんが、そういうふうになるということがちょっとよくわからないんで、

それと、昔であれば、嘱託職員は最初 2 号嘱託ですけれども、5 年間いたら 1 号嘱託に上げるよ。で、2 号と 1 号の違いは手当が 1 3. 5 か月だとか、例えば最初の 1 号嘱託職員は最初の 5 年間は、一般職員の半分ですよ。5 年以上なったら 7 5 %ですよということがいろいろあったけれども、今は、嘱託を臨時が嘱託になる例と、嘱託が 5 年間 2 号でいて、1 号になる道っちゅうのはあるのかないのか、それらもすべて、裁量のなかでやってるのかどうかということについて伺っていきたいと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。最初、臨時職員と嘱託職員の関係でございますが、平成 2 6 年度からそれまでありました日給、あるいは時給の職員につきましては、フル勤務、朝 8 時半から夕方 5 時 1 5 分まで、しかも月曜日から金曜日まで、フルの勤務をしている職員につきましては、全員、嘱託の職員といたしております。これは、職員に対する待遇の改善、を目的として行った措置であります。続きまして、高山議員ご指摘の、以前ありましたいわゆる 1 号嘱託と言われる、職でございますが、現在は準職員というふうに呼んでおりまして、職員に準ずる待遇の職員として、町の保育所の保育士さんや、あるいはこども発達支援センターの保育士さん、この方たちにつきましては、こども・子育ての町としての環境を向上させるために、有資格者を採用する、確保する観点から、待遇を改善する必要があると判断いたしまして、2 6 年度から準職員として位置付けているものであります。今まで、嘱託臨時の方について準職員とする考え方は、現在は行ってございません。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

私、聞きもらしたかなと思うんですけれども、臨時の職員が嘱託になるということは、どのようなケースの場合ということでご理解すればよろしいのかもう 1 回ちょっと教えていただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの臨時の職員、日給、1 日いくらかという日給で働いていただいた職員については、フルの勤務の場合、月曜日から金曜日まで、朝 8 時 3 0 分から 5 時 1 5 分までのフルの勤務の方につきましては全員嘱託職員として月額の報酬を支払う対象の職員といたしております。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今の話でいくと、26年3月31日去年の春までそういった意味では、ということではですねそれまで臨時の職員が、普通の勤務態様のなかで働いていた者については、嘱託にしたということの理解だと思えるんですけども、例えば3月31日以降の臨時の方が嘱託になる道は、次の年の4月1日に3月31日までフルで働いている人でないと上がらないということになりますか。3月31日の人は切りかえたということですよ。まあ準職員は専門職の方が昔で言う1号嘱託職員だけでも、嘱託の職員は、26年3月31日までの一定期間、多分1年なら1年とか、2年なら2年とかってあると思うんですけども、そういった方が26年の3月31日まで働いたものが臨時から嘱託に切りかえたということになりますよね。そういうご理解でよろしいですよ。じゃあ27年の4月1日に、臨時の人が嘱託になる例というのはないということですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。26年の4月からは、月額報酬、いわゆる嘱託として採用をすると、基本的に。ただごく短期間の職、仕事の内容でありますとか、そういう場合は、別であります但基本的に月額報酬の嘱託で採用することといたしております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

私の聞いているのは、26年の後半に臨時でとったものが、しかも例外的でとった、そして時間がないからそういうふうに例外的にとったものが、この4月の1日から例えば3か月か4か月くらいの勤務期間がないものが、この27年の4月1日から嘱託になるんですかということを知っているんで、その辺はどうなんですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。具体的になりますと、個人情報関係でございますので、抽象的なお話しということになりますが、勤務状況、その間の臨時職員でいた期間の勤務状況を評価いたしまして、町の嘱託職員としての能力を有すると判断して、嘱託職員にしたものでございます。以上です。

議長

副町長。

副町長

追加でちょっと答弁させていただきたいと思います。わかりやすく言いますと、現在は、本当に特殊な短期間雇用以外は、嘱託職員としての募集をして、採用

しているということでございますので、勤務時間の長さには関係なく、いわゆるフルタイムで勤務する職員については、嘱託職員で採用するという事で、取り扱っておりますので、その辺について、ご理解をしていただきたいと思います。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

あまりこう何度もお話しするということではあれなんですけれども、今言われている勤務の状態だとか、いろいろそういったかたちのなかで、しかも、今副町長の答弁では、嘱託職員として、今はほとんど募集してますよということなんですけれども、今言っている、あまり特定するのは嫌なんですけれども、27年の年末に、例外でやむを得なく臨時で使った職員が4月になったときに、その部署じゃなくてほかの部署に行って、嘱託の名前に、身分が変わるのかっていうことを聞きたいんですよ。そのことについてもう1回ご答弁いただければと思います。

議長

今、27年のと。はい26年ですね。総務課長。

総務課長

お答えをいたします。26年の後半に短期間の雇用として、採用いたしました臨時職員でありましたが、平成27年の4月1日に、町は嘱託の職員として改めて、新たに採用している事実はございます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今のお話でわかるんですけれどもじゃあ臨時の職員が3月までいたときに、嘱託にするための面接だとか、そういったものについてはしないで、臨時でいたものがそのまま4月1日から嘱託になるということは当然あり得るというお話しで聞いてますけど、そのような理解でよろしいんですか。

議長

総務課長。

総務課長

それにつきましても、先ほど申しあげました勤務の状況を判断、評価をいたしまして、町の嘱託職員としてふさわしいと町が判断をいたしまして、採用をいたしましたものであります。先ほどから申し上げておりますとおり、基本的な方針としては、公募、面接をして採用していくという町の考え方には変更はございません。変更はないものでありますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

議長

高山議員。

6 番 高山議員	何回もお話しするわけにはなかなかいかないですけれども、ということは、年度中途で入っても臨時で入っても、それぞれの臨時の職員等がそれぞれ嘱託を採用してもいいというような評価であれば、それは、嘱託に臨時でとったとしても嘱託になるという理解だということですのでよろしいんですね、もう 1 回だけ。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。先ほど来、お話しをいたしておりますが、原則は公募面接であります、町といたしましては、それによらない、採用につきまして人事運用方針等の規定によって、それを行った事実があるということであります。それは、原則ではありませんけれども、最初に臨時として採用した事情、その後の勤務状況から、町が判断をして、そのように採用しているということであります。原則は公募、面接、採用に全くかわりはございません。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	わかりました。基本的には、原則は原則けれども、例外適用のなかでそういう職員をとって、そういう臨時の職員が、成績優秀ということになるのかどうかあれですけども、きちっと頑張っていれば、嘱託への道を個々詮議のなかで、それぞれ上がっていくという捉え方ということで、私は考えますけれども、今の話でいくと、昨日も実は地域の方から呼ばれてですね、こういう質問するんだと言ったときにも、いろんな、お話をされております。やはり、例えば臨時でやめたとしても、例えば次をとるときになぜその人なのかということはやっぱ地域に公平でないとか公正でない、そういうことに映り得るということは、やはり誤解を招くようなやっぱり職員、例えば、先ほども障害者雇用のところでもお話ししましたけれども、今、地域の若い人だとか、女性だとか、例えば主婦の方でも働きたいといったらやっぱり大きく働けるところは役場と農協が一番大きいんですよ。その中で働くときに、いやよくわからないわっていう募集の仕方は誤解をまね、なんぼ原則に基づいたそういうことが載ってるからということで、ルールだからということで、募集してあれすることについては、町のほうはルールに基づいてるからなんにも人に言われることはないって、こう考えるかもしれないけれども、一般町民の方は、やっぱりそうは見えていないというのも現実です。ですから、先ほど総務課長が言ったように、募集しても来ないというお話がありますけれども、地域でどうやって皆この評価してるかったら、いやいや今度何人か募集はあるけれども、臨時があるとか嘱託があるということは、まちだよりに出て、どうせ採用される方は決まっているから、こういうお話をする地域の方々がたくさんいます。例えば 2 月で募集する人が、もう年明けたら募集もしてないのに、今度役所に入るんだなんていうことがま

ことしやかに地域の中でささやかれる。もしくは、例えば募集したときに、いやいや、電話1本で決まったんだよなんていう話を僕は採用する人に問題あるということではなくて、そういう情報が、これ人事異動の内部の人事異動だったら、何ぼもれても関係ないですけれども、やはり募集する、してまだ物事が決まっていないのに、採用されるんだ、今度から4月から役場いくんだ、今度は今度でも今度働くことになったんだ、ってそういうことが、地域の皆さんの中に、公平感というか、やっぱりそういう、不公正、公正でないところが、地域の皆さん、皆さん言ってる。私も役場の職員でしたけれども、私も中にいたらそういうお話は全く聞こえません。でも、昨日も夜呼ばれて2時間ぐらい、実は地域の方々の集まりに行ってきました。皆さんやっぱりそういうことが特に本町の町民はそうやって言います。どうも募集した段階で、物事決まっている人がいるらしい。ましてや今週報で出ている募集だって、人は決まってるんだよって、まことしやかに言われる。たぶんその人になるんだと思います。やっぱりこういうふうにはですね、やっぱり人事異動でないんだから、募集で決まるまでの間に、何で採用されるということが本人もしくは本人の周りから地域の中にもれ伝わるのか、このことを、例えば、担当課長ではなくても、理事者の中から、あんた今度採用するよなんてことそんなことおくびに出すことは絶対あり得ない。なぜそういう声になるのか。だから、町の臨時だとか嘱託だとかということで、募集があっても、総務課長さっき言ったように、来ない。来ないんですよ。皆さん、みんなひも付きかなだとか、余計な詮索をしていることが多い。だから私は募集はみんな、どこでも主婦の方でも若い方でもみんな役場大きい、職員だって臨時だって嘱託だって採用する数が多い。でも今嘱託だって一度採用したら本人がやめないかぎり1年交代と言いながらも継続して使っていかなきゃなんない。ほとんど職員と同じような対応になってくるといったときに、やっぱりそういう配慮っちゅうのが必要でないかなというふうに思いますので、やっぱりそういうときにはですね、地域の方々というのはやっぱり、町は原則どおりやってる、だれもそんなことをもらしてもいない、でも話はひとり歩きしてる、こういう内容だと思うので、町が悪いとか、もちろん採用される方が能力がないとかそういうこと言ってるわけではないんです。こうやって、やはりもれたり、勝手に言ってるのかもしれないけれども、そういうことがですね、役場に受けたってだめだ、そういう地域の人方の風潮って言いますか、やっぱりそういうことがやっぱり考え方の中に浸透しているんではやっぱりどうなのかなというのがですね、私は危惧するところだと思います。私は先ほど障害者雇用のとき申し上げましたけれども、町の中で働きたいといって大きいところは役場と農協だ、一番大きい事業所だ、そういう方がたくさんいる。雇用していききたい、働いてみたいという方がやっぱりそういう期待できる職場だということを、皆さんやっぱり理解してるんですよ。例えばそういういった町で働きたいだとか、臨時でいききたい、嘱託でいききたいといっても、そんな話が出たら、募集しても来ないのもですね、私も行ったってだめなんだ

からというのがわかるような気がします。それが町の責任だということは言いませんけれども、私はこういうこともですね、ちょっと変わりますけれども、先日の新聞報道でもありましたように、町長は3期目の立起をする。今日の一般質問の最後でも立起表明をするということがあるかと思えますけれども、本当に小さなことでも、町職員の採用なんていう、本当に小さなことでも、やっぱり地域の中に、公平感だとか公正な感じのものが疑われるような対応であればですね、やっぱりこれからの情勢なり、そういったかたちで進めていくときに、やはり問題でないかなというふうに思いますので、小さなことでありますけれども、最後に、町長の考え方伺ってですね、私の質問を終了したいと思っています。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げたいと思います。今、前段総務課長のほうからもお話がございましたように、町としては優秀な人材を確保することは町の発展のためには大変重要というふうに考えておりますし、そのためには、正規職員については、町職員の試験を合格することを前提にしながら、面接をして、採用、というふうになっておりますし、その他技術職員については、先ほどもお話あったように、一定の資格を有する者、嘱託職員、臨時職員を採用する場合については基本的にはまちだより、町のホームページに公募しながら、1次書類審査、あるいは2次面接試験を行って、採用の適否を決定をしてございます。また臨時職員、あるいは嘱託職員などについてはできるだけ待遇改善を図るという前向きのなかで、行っているところでございます。職員の採用に当たっては、るる高山議員からお話がありますが、私が20年7月からこの町長職についておりますけれども、いずれにしても、公明正大のなかで徹底を図ってやっておりますが、残念ながら、憶測だけで根拠もないことを喧々に話す方もいるようであります。そういった面では大変残念に思っておりますが、いずれにしても、私どもは公明正大のなかに徹底を図って今後とも、町民の誤解のないようなかたちのなかで、やってまいりたいというふうに思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

高山議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は11時10分とします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時10分)

議長

再開します。続きまして1番松原議員を指名します。松原議員。

1番

1番松原です。先に通告してあります将来平取町の農業対策についてお伺い

松原議員

たします。第1点目、新しく、農業研修施設を開催してはいかがでしょうか。現在、町長が会長であります、平取町農業協議会、農業支援センターなど、農業対策にご尽力をいただいております。第6次平取町総合計画実施計画においても、新規就農施設等、新規就農者の対策は継続されておりますが、現在、新規就農者を受け入れる条件が厳しいという意見もあります。そこで、新たに農業に関心のある人材を幅広く、公募し、若者、地元の町民も研修できる施設を考えてはいかがでしょうか。現在の農業の環境は一段と厳しい現況であります。特に、農家の担い手不足や農業の後継者がいなく、高齢化も進んでおります。また、平取町の人口の構造が急速に減少し、15年後の2030年には約4000人にも減少すると推計もされていることも深刻であります。そこで、平取町の人口を維持するためにも農業の産業化する施設をつくり、多くの若い人たちや、特に女性が、気軽に農業を体験できる施設への、露地栽培やハウスの施設野菜づくり、園芸栽培などが実習体験できる農業研修施設を開設することが、今、国は若者が、将来に夢や希望を抱き、その場でチャレンジし、魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを地方と一緒に取り組む、地方創生、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定しております。この制度を活用した農業の6次化に向けた農業観光や農産物を収穫した農産物の直売所や食事也能提供できる農家レストラン等も併設し、このような施設を平取町農協、個人の農家さんや農業法人、民間との共同で農業研修の複合施設を検討してはいかがでしょうかと思いますので、町長に伺います。

議長

産業課長。

産業課長

質問のほうにお答えしたいと思います。平取町を含めた多くの自治体では少子高齢化、人口減少は深刻な問題となっております。町の存続にもかかわる喫緊の大きな課題と考えているところでございます。町の第6次総合計画でも重要な課題として、平成28年から、10か年の計画を立てているところでございます。産業課としてもそれを踏まえて、計画の策定、実施事業について、事務を進めているところでございます。農業分野の担い手、後継者育成の政策といたしましては、施設野菜、トマトですけれども特化した農家研修、実践農場を経ての新規参入者就農促進対策事業や、後継者を対象とした、農業者就農促進対策事業など、今まで実施してきておりまして、今後も継続していくことと、新たに第三者継承による就農対策として事業を計画をしているところでございます。新規参入者や後継者への事業効果は、これまでも議会で説明してきたところでございまして、北海道内でも先進的または実績のあがっているものとして、多くの自治体等の視察を受けているところでございます。ちなみに今年度はすでに、12の団体から視察を受けているようなかたちになってございます。ただし、今後の農家減少のスピードを考えていきますと、新たな就農のかたちも検討していくことが必要と考えまして、第三者継承による就農についても、事

業をあげているところでございます。来年度につきましては、町がシステムの考えている、2戸の研修生、そのほかに1戸の第三者継承を希望する新規就農希望者を受け入れることを担い手対策協議会で決定したところでございます。ですから、来年の3月からは3戸の就農希望者が平取町に来るというかたちになっているところでございます。農業サイドとしてはこのようなかたちで人口減少に少しでも対応しているところであり、成果も今まであがってきていると考えております。議員の提案のような、多目的な大型施設につきましては、必要性や目的、財源の問題など、精査していかなければならないと考えておりますし、協議のテーブルに乗ることは難しいのではないかというふうに考えております。現状ではですね、実現可能で少しでも効果のあがるような対策から、対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

はい、確かに高齢化が進んで、農業の対策には苦慮すると思っておりますけども、第三者継承などの取り組みについてなんですけども、今第三者継承での取り組みで、農家さんに派遣っていうか、そういう希望する農家が何軒あるんでしょうか。

議長

何軒あるかということですね。希望が。産業課長。

産業課長

今答えたとおりですね、第三者継承、町は毎年2戸の研修農家受入れということで進めておりますけれども、来年につきましては1戸、それに乗らないようなかたちで就農したいということできております。

議長

質問は第三者継承を受け入れたいというような希望する農家というのがどのくらいあるのかという質問だったというふうに理解したんですが、それでいいんですね。はい。産業課長。

産業課長

第三者継承につきましては、うちのような施設野菜、トマト等で希望するかどうか、北海道全体としてもですね、多いのは酪農、畜産、畑作関係で、施設野菜等で第三者継承によって就農してるというのは、今のところゼロでございます。希望する方というか、就農したいという方で、そういうのがあるというのをわかりながらきている方もまだ少ないような状況になっておりますので、こういうようなかたちで就農っていうことも検討してみてもいいということで、うちのほうも相談が来た際にお答えするというか相談に乗ってるようなかたちでございまして、現実には何戸ぐらい実際にあるかという数字については把握はしておりません。そういう声があったり、うちのシステムになかなか乗れないと

いう、うちは夫婦で入ってきたりだとか、自己資金が500万以上必要ですとか、そういうもろもろのハードルがありますので、なかなかそれに乗れない方もいらっしゃるんで、相談の際に、そういう方法もあるというようなかたちでお答えをしているところでございます。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

それと第三者継承の公募だとか取扱いの窓口は農協さんだとか、支援センターだとか、そういうところで受けていると思うんですけども、これからのいろんな公募の仕方についてちょっとお伺いしたいんですが。

議長

第三者継承についての周知の、公募の仕方って言いましたか。産業課長。

産業課長

町全体の就農の窓口としては、農業支援センター、担い手対策協議会が窓口になってやっておりますし、担い手協議会自体は町、農協、農業改良普及センター、農業委員会、土地改良区等メンバー入っておりますので、そちらのほうで町の施策として、そういう第三者継承も、今後というか、新たに進めていくという話をしておりますので、そちらのほうでも就農希望の方来たときには、窓口として、農業支援センターがなっているということを共通理解しておりますし、そういうものがあるということで公募についても、相談きた際には今の段階ではこういう方法もありますよというようなかたちになっておりますけれども、今後につきましては、総合計画がきちとなった場合につきましては、そういう部分もですね、ホームページですとか、支援センター等でも、周知、ホームページ等にのせたりだとかそういうのも検討していきたい、早めにとりかかっていきたいというふうには思っております。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

できるだけ、そういう第三者継承、農家の跡継ぎということで、今の段階において、結構ですね、農家の後継げないというか、後継者がいないという件数も結構多いのでですね、ぜひ、そういう農家さんを対象としながら相談をかけて、平取の農業の後継者にさせていただきたいと思っております。一番はじめに新しい複合施設は考えていないと、今は難しいということをお答えいただいたんですけども、農業への人材育成だとか、支援体制を平取町独自で農業の研修、塾、講座などを開設できないかということを次にお伺いしたいと思います。今、都市交流や地元の人たちも農業をしたい、将来農業を経営したい人、第三者継承や研修生、農業後継者や農業に関心がある人を対象に、基本となる、農業技術を習得ができる農業の学習塾を開催できないかということを、また平取町独自で就農者への育成に農業の給付金などを支援するなど、生活支援も必要と考え

ておりますので、研修、給付金制度を検討ができないか、公募する研修生が2年から3年、農業を研修、実践することが、就農の可能になっております。研修制度が、平取町の農業であります、ハウス栽培や水田、和牛、酪農、軽種馬という農家さんの希望する農業に実習生として研修もできるのではないかと考えております。また、農業法人が、研究生を雇用し、人手不足の農家さんへの応援体制をとるハウス農家への人手不足や農家の人手不足の解消として、ひとつのヘルパー制度の考えも必要と考えます。また、研修生には新規就農制度もあり、国から年間110万を給付金を2年間受ける制度があります。また、農業法人は、研修生を雇用することで、研修費として月に10万の支給を受ける制度もございます。この農業の育成も、農業法人の育成も必要と考えております。平取町への農業者の人材を確保し、就農できる職場づくりや、農業を学べる研修塾などを開設することにより、農業の基礎学習の講義を受けることで、高度な技術を習得できると考えます。講師としては、今年度北海道大学農学部との連携協議もありますので、講師としてお願いもできるのではないのでしょうか。また、平取町内での農業指導士の人材もおりますので、担い手の育成にも、農業の基礎学習の取り組みができ、現在の農業を営んでいる後継者にも、学ぶことができると考えます。研修生は、講義終了後は農業の就農も可能になります。研修は農業経営に参入する希望研修生が、農業経営に参入する希望をする人が、びらとり農協や、農業協議会、センターなど相談できる体制もつくっておりますので、農業に多く人を入れ、支援ができる事業を実践することにより、町の効果的な農業の振興が図られると考えていますが、いかがでしょうか。町長にお伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをしていきたいと思っております。いろいろと質問の中でこの部分あの部分ということで質問があったように思っておりますけれども、そのなかできちっとそれに対応した適切な回答かどうかというのがちょっと、難しいのでございますけれども、こちらの答えられる範囲で答えていきたいというふうに思っております。第三者継承につきましてはですね、先ほど言ったとおり、当初、北海道では畜産ですとか、畑作の担い手ということで進めてきております。ただこれマッチングっていいまして、受入れを希望する、受け渡したいという農家と、入りたいという農家のなかでいろんな土地の評価だとか、施設の評価、それをいくらで譲り受けるだとかという部分があって、なかなか難しい状況にあるというのは、道の話ですとか、第三者継承のシンポジウム等にも行ってですね、先進にやっている地区の話の聞くと、非常に難しいので、マッチングをする、そういうサポートチームがきちんとなって適当な評価をして、次の人に引き継いでいくだとかっていうことが必要になってくるという話でございました。うちの町としましてはですね、施設野菜、トマトが主になっておりまして、現在

160戸をこえるトマト農家が、120ヘクタールほどの面積で、トマトをつくっております。年間の売り上げについては今年も42億をこえて42億5千万ぐらいいくというかたちになってございます。その数字をなるべく維持していくようなかたち、なかなかこれからその数字を延ばすというのは、農業の現状からみても難しいものと考えておりますので、それをいかに継続していくか、それを保っていくかというのが今後重要なことというふうに考えております。その要因としては、農家の高齢化もありますし、担い手不足等もありますから、町としては、農協ですとか普及センターその他もろもろ農業関係機関が一緒になってですね、担い手育成をしていくということで新規の参入希望者を研修生制度で受け入れするというので、10年以上前から取りかかっていたところでございます。それでも今後の農家の数、今販売農家で290ぐらいになっているということでございまして、これが2020年とかになっていきますと、100戸ぐらい減ってくるんじゃないかということで、200戸になるんじゃないかというような予測もされているところでございます。人口についても、議員おっしゃるとおり今5300切るようなかたちになってございますけども、数年後には4000まで落ちていくんじゃないかということになっておりますので、さまざまな対策、今までは2戸の農家を入れておりましたけれども、それ以外の方法でもやっていかないとだめじゃないかということで、第三者継承ですとかいろんな、現在はですね、なかなか景気が良くなってきてそういう相談会等にも人が少なくなっているような状況でございます。私も先週の土曜日、東京のほうで行われた新規の農業人フェアのほうへ行きまして、相談等も受けましたけれども、やはり農家を希望する方は少なくなっておりますし、本州方面はなかなか北海道までというのは数が少ないような状況になってきているのが現状でございます。そういう状況もありまして、いかに新たに、平取町に入ってきてくれる方を増やしていくかということで、第三者継承ですとか、いろんな方法を考えていきたいということで、検討してきているところでございます。それについては先ほど言ったとおり、農業協議会ですとか、いろんな機関で相談をしましてですね、総合計画にも載せているというかたちでございます。またいろんな農業のかたち、施設野菜をやったりだとか、水稻施設野菜ですとか、酪農、畜産、軽種馬等ございますから、それがすべて同じかたちにはまるかというとなかなか難しい部分がございますので、まずは町の基幹産業となっているトマトの部分で系統的にこういうようなかたちでいくと5年後10年後には成功してきちんと生活していけるようなかたちになるというのを今進めてきているということで、ほかの町等におきましては、いろんなかたちで、10名ぐらい新規の方受け入れして、その中で2名3名、定着してくれればいいというようなかたちでやってる町村もございますけれども、前にも議会で話したとおり、うちの町としては、来たからには成功してもらうということで、2名3名入ったときには2名3名がきちっと就農して、生活をしていけるようなかたちのものということで、いろいろハードルの高い部分もありますけれど

も、そういうことで施策を進めてきているところでございます。議員おっしゃってた、農業塾ですとか、そういうゼミナールみたいなかたちですけども、すでに、改良普及センターのほうでも実施をしております、後継者ですとか、新規で入ってきた方対象にそういうゼミナールをやって、少しでも農業に早くなじんでもらうというか、いろんな知識を習得していただくということでやっているかたちでございます。先ほど言ったとおり農業協議会については、いろんな関係機関、普及センター等も入っております、そういうのがもちろん必要だということもあってですね、普及センターは普及センターでそういうこともやっておりますし、それぞれの機関でできる部分のものをそれぞれ分担しながら、やっていくというようなかたちになっておりますので、議員おっしゃるような内容についても、農業協議会等で検討してっておりますし、またそれ以外のことでも良いものがあれば、こういうかたちでやったらもっといいんじゃないかということ、今議員のほうから提案ありましたけども、それですね、十分協議しながら少しでも、平取町の農業が上向きというか、現状をなるべく維持していくようなかたちでというふうに考えておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

議長

なかには、研修生についての新規就農給付金制度の活用とか、あと町自体でそういうことも検討しないのかという質問もあったかと思っておりますので。

産業課長

新規就農の際に議員おっしゃってた１５０万というのは、多分、青年就農給付金のことを言っているかと思っておりますけれども、現在新規就農希望で入ってきてる方はすべてそれを対応してっておりますし、農業法人等に出ることについては農の雇用のほうの関係で受け入れるほうに出るものと理解しておりますけども、それについてもですね、もちろん協議会等でも話をしてって、そういうのをとおいに活用しながら、入ってくる方が少しでも、負担が少なくなるようなかたちでということも、そういうような国の施策ですとか、道の事業ですとかそういうものの活用していきますし、町独自のものとしては、もちろんみなさん知ってるとおり新規就農の場合については就農時に５００万、町から補助金を出すですとか、後継者等が入ってきて規模拡大ですとか、行っていく場合については、１軒あたり４００万を限度でというようなかたちのものもやっておりますし、それで十分とは思っておりませんがなかなか厳しい財政状況もあって、その範囲のなかでいかに効率的に費用対効果を考えてやれるかということも検討しながらですね、取りかかっているということで、ご理解のほうよろしくお願い致します。

議長

松原議員。

１番

確かに就農の対策は、成功してもらうように、きちっと厳しい条件があるとい

松原議員

うのはわかっております。そのなかです、一般に、できるだけ多くの人を、人材確保できるような、そういうような感じで学べる、要するに農業を実習できるような、そういうような講座が設けられる場、いいのではないかなと、これは一般的にですね、就農者ばかりでなく、地元でいる、これから高校卒業した人が地元で農業を学べるようなそういうような感じのかたちでできるだけ平取にとどまってもらえるような、そういうようなかたちの学習も、講座も開ければいいなと思っております。そのなかで、いろんなかたちで、国の給付金もありますけども、町独自で、そういう農業に携わって勉強したいという人に、ちょっとした就農の支援制度が設けられれば、いいのではないかと。人材を確保するために少しでもですね、農業に携わってもらえるようなシステムづくりをこれからお願いしたいと思って質問を終わらせていただきます。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、ただいま産業課長のほうからお話がございましたとおりでございますが、重複しますので、別な切り口からですね、私のほうからご答弁を申し上げたいと思いますが、今日本社会は人口減少の時代を迎えておりまして、また最近では、地方創生という言葉がよく聞かれるようになってございます。民間の研究機関であります日本創生会議が昨年の5月に、いわゆる消滅可能性の自治体リストを公表されたところでございます。そこには、このまま少子高齢化と人口減少が続けば、地方では仕事がないことから、若い人が半減するために全国で1727市町村のうち、896の自治体の機能維持が困難になり、今の状態で進めば、消滅のおそれがあるというような発表がされておりまして、当町においても、その波が押し寄せておりますことから、今後地域経済の活性化と人口減少問題を解決するためにも、産業の振興対策、あるいは定住対策を講じなければならないというふうに考えておりまして、人口減少はいろんな場面で影響が出てまいります。特に医療福祉関係では、看護師をはじめ、介護士などが不足してございますし、また本題の平取町の基幹産業であります農業についても、労働者不足を生じておりまして、選果場、あるいは農家のパートさんも不足している状況にございます。さらには、農業者の高齢化、担い手の不足、農家戸数の減少が続いておりますことから、このことについては、すでに担い手の育成対策として、農業者の就農の促進対策、新規参入者の就農促進対策等を積極的に推進をしているところでございます。特に新規参入者の就農促進対策では将来を見据えながら、いち早く、毎年2戸の新規参入者を受け入れてきた結果、現在までに18戸、67名の家族が定住しながら地域農業の活性化に大きく貢献をしております。また、産業課長からお話あったように、28年度に新規参入者2戸、そして第三者の継承として1戸を受け入れることとしてございます。このように、他町に先駆けて対策を講じておりますけれども、農業者の高齢化、後継者不足は続い

ております。さらに抜本的な対策を講じなければならない大きな課題と考えてございまして、松原議員がご質問の農業の研修所的な施設の取り組み等々の意見については、先進地の事例等も十分参考にしながら、担い手対策協議会、あるいは農業協議会のなかで、十分協議をしてまいりますし、現在平取のアグリビジョン、向こう5か年計画を策定する予定でございますので、そのなかでも、貴重なご意見を踏まえて十分協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、答弁とさせていただきます。

議長

松原議員の質問は終了いたします。続きまして、7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。平取町の障がい者計画、現在はこの平成27年度から第4期の平取町障がい福祉計画が策定されて初年度のことが進んでおりますけれども、第1期の障がい者福祉計画は、障害者自立支援法が平成18年にできて、それに対応して第1期の計画がつくられたというふうに聞いておりますけれども、そのあと、平成25年にこの障害者自立支援法が改悪と言われるほど悪かったというものの批判もあって、平成25年に障害者総合支援法に変わったということがありました。それを受けて平取町も障がい者計画を整えてきているということがあります。現在の、今年から計画を策定するにあたって昨年までの第3期の障がい者計画のもとで、新しい計画を3か年の計画、これは第4期ですけれども、つくるために、平成26年8月にアンケート調査を行った、ということがあって、第4期のこの平取町障がい者福祉計画の末尾にそのアンケートの内容も添付されておりますので、このアンケートの内容、そしてまた計画の本文等を見まして、少し、調査方法等について疑問の点がありましたので、今回質問をさせていただきます。まず第1に、第4期計画、平成27年度から29年度策定にあたって、障害者手帳394人の方、療育手帳71人の方、精神障害者保健福祉手帳の方19人、あわせて484人の中から、129人、率にいきますと26.7%を抽出して、アンケート調査を行ったということですが、その中で、在宅、施設、病院等におられなくて、在宅生活の方の割合はどれぐらいになっていたのか、そのことについて伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。本年度ですね、障がい者福祉計画を策定させていただきました。その中で今、在宅ということでありまして。アンケート調査129人抽出したなかでの在宅の割合ということになろうかと思いますが、約9割程度が在宅ということでありまして。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員 それぞれの障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれについて、在宅が何人おられるのかについて教えていただければと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 在宅、今回抽出したなかではありますが、基本的には障害者手帳の保持者が 93 名のうち 93 が在宅、そして療育手帳保持者 24 名のうち 11 名が在宅、そして精神障害者の手帳保持者が 12 人のうち 12 人が在宅ということになります。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 今回のそれぞれの手帳所有者の方 484 人の中から 129 人、26.7%を抽出したということですが、この抽出方法のこのアンケートの手法については、何か基準となると何々法に基づいて、行ったという、そういう方法だとかあるいは何かの実績に基づいてやった、その辺の根拠について教えていただきたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 抽出方法ではありますが、基本的には等間隔の抽出法ということでありま。これは無作為の抽出法一つの方法でございます。例えば 3000 人の一覧であれば、そこから 300 人を抽出するということになればですね、開始番号を例えば 5 番目、それから抽出間隔を 10 と設定しながら抽出していくというような方法でありまして、いわゆる系統抽出法とも呼ばれているというような方法でございます。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 要するに調査の対象となるその 3 種の手帳の方々の母数、もととなる 484 人という数字がその等間隔抽出法でその母数として適合していたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 それでよろしいです。

議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	3 種の手帳保持者ということになってそれぞれの総合の数、障害者手帳で 3 9 4 人、療育手帳で 7 1 人、精神障害者保健福祉手帳で 1 9 人、その中の在宅の数については先ほど福祉課長からお答えいただいたことですが、この 5 4 0 0 人の平取町の福祉計画を進めるにあたって、この 2 6 . 7 % という抽出方法で、とりあえずは 3 か年の計画を立てるということでありましたけども、それが十分な、数字であったかどうか。そのことについては 2 番目の質問ともかかわってくるんですが、私は、福祉、障害のことに関しては、やはり、全体的な数字でとらえるということも大切ですけども、個々の障害、障害の要するに段階というのいろいろありますし、障害にも、いろんな障害が、種類が、8 種類ぐらいが今このアンケートの中の結果としては出てますけれども、そういうことからいくと、どの障害について無作為抽出という方法で 4 8 4 人に行ったことが、本当に十分であったのかどうかについて疑問があるんですが、そのことについてはアンケートの結果を含めて、どうだったのでしょうか。
議長	その質問につきましては、二つ目のことにかかわってくるかと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	お答えいたします。通常のアンケート調査であればある程度市町村のところを見てもらえばわかると思いますが、やはり 1 割から 2 割程度をアンケート調査で行っているというのがだいたい現実かなということであります。今回うちは約 2 6 % ぐらいのアンケートということのなかで、出させていただいております。それで今回その 1 2 9 名抽出したということですが、このアンケート、目的としましては、基本的に障害のある人の日常生活の状況や課題、また障害者サービスのニーズ、より正確なものを把握するということで実施しているということであります。それとまた、普段から窓口の相談業務や住民からの要望事項など、さらには平成 2 6 年の 1 0 月には平取福祉会の相談支援事業所なないろが立ち上がりましたので、そこに委託して、障害者の相談、支援業務等を通じて地域の実態やニーズの把握に努めているということであります。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	他の市町村のこういう障害者等のアンケートについては、1 0 から 2 0 % と思われるけども、本町で今回の案件は、2 6 . 7 % と十分な数字であるというご意向はわかりました。ただ、アンケートの結果で 2 2 名おられる視覚障害者の方の回答がゼロだったということになってますけども、これは抽出方法でいくと起こり得ることですが、ただ、4 8 4 人、障害者の中でいくと、3 9 4 人中の 2 2 名の方がこのアンケートからもれたことに関して、そのことに関しては

	そのアンケートの手法等について問題がなかったかどうか、いかがでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	今回のアンケート調査ですが、１２９名抽出いたしまして、回答としては７６名の方が回答されております。そのうち３名の視覚障害者の方に調査票を送付しております。回答でゼロもしくはアンケート調査の問いにおいて主たる障害を記入せずに回答しているという可能性もございます。以上です。
議長	井澤議員。
７番 井澤議員	視覚障害者の方がアンケートの中に３名おられて調査票を郵送したけれども、返送がその３名の方からはなかったということなので、やむを得ないといえはやむを得ないで無記名の返信であったと思いますけれども、調査依頼をした３名の方は出した方がわかっておられるし、回答がなかったということであれば、障害の３年間の少なくとも３年間の障害の計画を立てるにあたって、全く、アンケートの結果では、回答がなかったけれども、その手法は問題がないからということであるのかと思いますけれども、この障害者のこの３年間の計画を立てる審議会において、少なくとも、視覚障害者の方について、計画の策定の上で、支障がなかったのでしょうか。私はないとは思えないんですがいかがでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。今の井澤議員の質問にございましたが、回答に関してはですね、無記名ということなんで、回答ゼロ、もしくはアンケート調査の問いに、先ほど言いましたが、主たる障害の記入をしてなかったということもございます。ですからゼロとはちょっと言い切れないところもございます。それで先ほども言いましたが、このアンケート、計画に支障がなかったかという問いでございますが、先ほども申しましたとおり、普段ですね、窓口の相談業務やそういうなかの要望事項等もいろいろ聞き取りなんかをしておりますので、その辺は十分に反映してるのかなと、そういうふうに考えております。
議長	井澤議員。
７番 井澤議員	日常の窓口業務等で十分に視覚障害者の方についても把握しているという課長の表明でありましたけれども、こういうアンケートを行う時に等間隔抽出法っていう方法を用いたということですがけれども、より具体的なこの地域での、そしてまた具体的な障害に関わるのところのときに、残念ながら、若干、主たる障

害をどこにしたかっていう回答があったかともいうそういうのちがいが出てきたかもしれませんが、その、ほかの回答の少なかったことも含めてですけども、視覚障害に関して、窓口業務で対応しているということで、おっしゃってましたけども、２２名という視覚障害者の方がおられて在宅の方が先ほど３名だったのは在宅の方なのか施設に入っておる方も含めてなのかちょっとはつきりしませんけども、やはり２２名という数は大きな数だと思うので、再アンケートをするということの手法もアンケートの手法のなかにはあると思いますけど、その辺のことについてはいかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。３名の方はですね、在宅でおられる方でございます。それと、再アンケートということのお話でございますが、基本的には先ほども答弁したように、再調査は行わない予定でございます。

議長

休憩します。

(休憩 午前 １１時 ５７分)

(再開 午後 １時 ００分)

議長

再開します。午前中に引き続き、井澤議員の質問を行います。井澤議員。

７番
井澤議員

７番井澤です。午前中、現行の第４期平取町障がい者福祉計画について、そのアンケートの手法など等について質問させていただきましたけども、担当課長からの状況の説明等がありましたので、今もうすでに動いている制度のことですから、それを蒸し返せとかそんなこと言ってるわけでありませんけども、やっぱり障害者のことではとても大事なことだと思いますので、窓口で全部把握できればいいけどもそれでできない部分をアンケートで行うというなことも、当然行われてしかるべき制度ですので、この３年間、平成２９年度までこの計画が続きますけども、次回の計画の中で、あるいは国の制度がまた変わってくるかもしれませんが、そういうときにあたってこういうアンケートを行う場合、そして、障がい者福祉計画につなげることによってより良い方法をこの後も、選んでいただきたいと思いますので、そのような方向についていかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。アンケートがすべてではないということにもなろうかと思いますが、アンケート、そして、窓口業務、そして前回の答弁でもお話しして

と思いますが、平取福祉会において障害者の相談支援事業所なないろというところも開設しております。そういうなかで、あらゆるニーズ調査などをしており、またその策定委員会のメンバーの方々も、ある程度障害者の団体だとかそういうところからもいろんな意見を聞き取りながら今回の計画を策定しておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

それでは3番目の成年後見制度について、ご質問いたしたいと思います。この福祉計画の最終年度、平成29年度に成年後見制度法人後見支援事業ということで、ありということになって、27年度28年度はないということですが、成年後見制度自体は、障害者の方そして、認知症による介護保険等の要介護認定の方等についての生活を守る、あるいは経済的虐待を防ぐって意味で、とても大事な制度だと思いますけども、平取町では、今29年度に向けて、その事業所ですから、町の直接の部局としては持つことができないという見通しのなかで、受け皿となる事業所を考えておられて、29年に予定してると思いますけども、この制度の中で、市民後見人制度と、今新しく提案されてるものですが、受け皿となるときに、他の町をみますと、平取町でいけば平取町社会福祉協議会が受け皿となるのに、一番近い組織かなというふうに私は考えますが、その辺のことについて、準備の状況と見通しについて、お知らせをいただきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

お答えいたします。成年後見人制度ということで、まず、平成24年の4月に老人福祉法が改正されまして、市町村に市民後見人の養成が努力義務として、法律に位置付けられているものであります。まず本町においてもですね、平成24年から26年度まで、地域における市民後見人の普及活動を推進するために高齢者虐待防止ネットワーク会議で成年後見人制度の普及推進、また、講演、セミナーなどの各種事業に取り組んできたところでございます。そして平成27年から3年間ということで、今後の後見人制度の権利擁護人材育成ということで、各関係機関と協力しながら、今後、人材の育成を考えているところであります。今、受け皿ということでお話ございましたが、市町村において、後見の実施機関を設置するということから、専門的な知識を有する人材を確保もございますが、今事業所と十分協議してるというような現状でございます。

議長

井澤議員。

7 番

そのなかに、私があげました可能性あることとしては、平取町の社会福祉協

井澤議員	議会というのがほかに探してもないような状況かと思えますけども、今ここで、社会福祉協議会の名前が出てこないということは、社会福祉協議会の現状において、そのように取り組む力量がないという判断なのか、あるいはもっと良いその受け皿について、考えておられるのか、社会福祉協議会が、町がたてます福祉のことについて、現実には高年齢者のことでは訪問介護のステーションをもっていたりすることがありますけれども、いろんな意味で、その専門性というその事業所としては社会福祉協議会かなと思えますけども、具体的に、課長から社会福祉協議会の名前が出てこないということには、何か、新しいことを考えておられるのかその辺教えていただければと思います。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	大変申しわけございません。今事業所ということで申し上げましたが、基本的には社会福祉協議会と今協議してるところでございます。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	はい、社会福祉協議会と協議を進めているということでありますので、この成年後見制度、29年度の実施の見込みについて、ぜひ十分な打ち合わせをもって進めたいと思います。あと、この障害者福祉のことについては、今3年の見通し、これまでも3年くらいの区切りでやってきたわけですけども、この後の福祉のことについては、長期的な見通しも、必要になってくるかと思いますが、あるいは障害者福祉ばかりでなくて、高齢者福祉とか、児童とかそういうことを含めて、今、取りかかっている計画等について、見通しがあれば教えていただきたいと思います。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。高齢者福祉計画そのものも昨年計画いたしまして、今年から実施ということで、また障がい者計画も25年に10年間の計画なども策定して、そして、今回のこの障がい者福祉計画という、実施計画になるかと思いますが、そのほうを、今年度から実施してるというようなことでありますので、ご理解いただきたいと思います。
議長	井澤議員の質問は終了いたします。次に、11番千葉議員を指名します。千葉議員。
11 番 千葉議員	11番千葉です。本日は2問の一般質問を予定しております。通告済みの質問でございますけども、最初に、全国学力テスト結果不公表に至った真意につい

て、詳細をお尋ねしていきたいと思います。この件に関しましては、昨年9月の4日に、総務文教常任委員会の中でも協議事項として、すでに教育委員会教育長のほうからですね協議として扱われたことでございますけれども、その議事録のほうも詳細結構読んでみたわけでございますけれども、残念ながら私は昨年は産業厚生常任委員長という立場でこの総務文教の常任委員会のほうには出席はしておらなかったわけでございますので、活字にしかだけの文書読んでちょっとわからない部分も、自分なりに存在してるなということで、質問していきたいなというふうに思っております。まず最初に、日高管内で唯一ですね、平取町だけがこの結果を公表しなかった経緯、それから、このことに至った協議内容の詳細について、現段階でわかってる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それでは千葉議員のご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。本定例会の教育行政報告において、ご説明申し上げました平成27年度全国学力・学習状況調査であります、このことにおける北海道の結果ということにありましては、11月25日に北海道教育委員会が公表を行うとともに翌26日に、マスコミ各社において報道がなされたところであります。この全国学力学習状況調査にありましては、ご承知のとおり、平成19年度より実施され、現在は悉皆方式に基づき、すべての公立の小中学校が参加している状況となっております。また北海道教育委員会にありましては、本調査の実施要領に基づき、市町村の同意を得た場合に限り、当該市町村名を明らかにした公表を平成26年度より行っているところでありますが、この北海道版の公表に同意した、道内市町村にありましては、平成26年度において179市町村中86の団体、平成27年度にありましては、135の団体ということになっております。日高管内におきましては、26年度で公表したのは3町ということでありましたけれども、27年度においては、平取町を除くすべての町が同意をしたということになってございます。北海道新聞の報道にありますとおり、日高管内において唯一、公表に同意をしていないのは、当町のみということになっているところでありますが、ご質問となります北海道版の公表そのものに、平取町教育委員会がなぜ同意に至らなかったのか、その経緯等につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。この全国学力・学習状況調査にありましては、前段申し上げましたとおり、平成19年度より実施され、結果公表ということにつきましては、平成25年度まで、北海道にありましては、文部科学省が定める実施要領に基づき、個々の市町村名を明らかにした公表は行っていなかったところでありますが、26年度の調査結果から、市町村の同意を得た場合に限り、その市町村全体の平均正答率を公表することになっているところであります。市町村名を明らかにしたなかで公表することの背景には、一

層、きめ細くわかりやすい調査結果を示し、保護者そして地域住民に対して、説明責任を果たすことで、学力向上につなげていくことにあるものと考えております。そのことにおいて、北海道教育委員会からは、平成27年度にかかわる北海道版結果報告書に市町村の結果を掲載することに同意する、同意しない、ということに関して本年8月3日付けをもって照会があったところではありますが、平取町教育委員会におきましては、8月17日に教育委員会議を開催し、この取り扱いについて協議を行ったところでもあります。教育委員の会議におけます協議ということにありましては、北海道教育委員会の考え方をもとに結論として同意しない、ということで、前年度に引き続き、決定をしたということになっているところでもあります。平取町が同意をしないことの理由といたしましては、端的に申し上げまして新聞報道にありますとおり過度の競争や序列化につながるという考え方に立つものであります。さらに申し上げますと、この全国学テにおける本来の目的は、児童生徒の学習における理解度を把握をし、授業改善等を行うなかで、学力向上に役立てるということがねらいということになっています。都道府県が、そして市町村が順位を競うということではなく、点数獲得を目的とすることは、調査の趣旨から逸脱するとともに、学校現場は、テスト対策に傾注する風潮が強まるということが避けて通れないということが危惧せざるを得ないからでございます。私は今、学校教育が取り組むべきことということでは、調査結果の順位を公表し、テスト対策に向けるのではなく、子どもたちに知識を得る喜びを通じて、学習への意欲を高め、養うことにあるというふうに考えているところでございます。以上のことから、平取町としては、公表に同意をしなかったということでございますので、お答えとさせていただきます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

その流れ、お考えになってきた、そして公表しなかったという流れはだいたい把握をした感があります。私は公表しなかったことが悪いとか、良いとかってということよりもですね、やはりあのその結論に至った経緯というのは私は一町民であるし、一議席を得てるものとして非常に、このことは真摯に受けとめなくてはいけないなという感がありますけども、ただ結果公表しなかったことに対してはやはり町民の中でも、特にあの現役世代のまだ通学をさせているお子さんがいるような家庭の中では、11月の26日新聞報道あった報道があまりにも、字体が大きくて、その中身結構町村別に全部公表された中身があるわけですけども、反響が非常に大きかった部分も実はその背景にはあるということも、教育委員会サイドでも、教育行政サイドでもやはりとらえておく必要があるのかなというふうには思っております。それはどういうことかということ、通告した2番目のほう入りますけどもやはり北海道の学力、全国学力テストの結果、すでにここに席でお座りの方はみなさん全員承知だと思いますけども、4

7都道府県中、結果的には、いつも40番以下というあの低い学力というのは、これは数字の上でも否めない結果が続いております。そして日高においては、やはり道内においてもですね、やはりこういった位置付けで、学力が推移しているのかというものもあまり見えてない部分というのがあります。学校単位においては、かなり努力されてですね町内の学校の先生たちも一生懸命取り組んでる先生の姿も見えておりますけども、残念ながら毎年少しずつの改善は見られるものの、やはり大きく進展するような取り組みというの、私のほうにはうつっておりません。なかには、やはりあのここまで、北海道の位置付け、特にあの学力の偏差値含めてですけども、低下してなかなか浮上してこない背景というのはやはりあの、道教委のほうで示しているような、全部やっぱりオープンにしてですね、教育委員会単位で、了解が得られたところは公表していく。そしてあの、問題点、課題点はやっぱり共有したなかでさまざまな取り組みとか改善点を見出していく、そのことがやっぱり必要でないのかなという親御さんも実は平取町内にもかなりの数がいるかなというふうに私は思っております。現に新聞報道あったときも、3家庭の方から、電話やら私の自宅に来て、なぜ平取町はこういうかたちでずっといかなくちゃいけないのか、なぜ日高管内で1町だけ公表しないというのはどういうことかと、もうここまできたら全部さらけ出して、問題点をやっぱり共有して、取り組んでってもらう姿勢はとれないものかという意見が出ておるのも、事実でございます。結果を見ますとですね、結構改善されてきてるんですね。結構改善されてきているというか、やはり教育長今答弁されたとおり、問題点をやっぱり意識してですね、学校単位での取り組みというのはやっぱり相当違ってきてるのかなという気はしておりますけども、残念ながら、大きな進展というのはない。これは、単年度で解決するような問題ではもちろんありませんので、長中期的な、中長期的な、立場でですね、改善されていくもんだという認識は私ももっておりますけども、特に日高管内の中学校の状況を調べてみますと、数学のB、それから、Bの資料の活用それから、数と式ですか、それから国語の同じくB、書くことそれから読むこと、この4点が相当、レーダーチャートの中ではですね、かなり低い位置に来ている。ということは、すべてBですから、Bの部門というのはやっぱり活用とか応用のことになってくると思いますけども、この辺は全国学力テストが始まった平成19年度からですね、やはり、なかなか浮上してこない、上に上がってこない位置付けでもあるのかなというふうに思ってますけども、具体的にですね、今言ったようなことも含めて、今後の対策とか、取り組みについて、特にあの、一般町民に対しての説明責任、すべて公表はされてるわけですけども、やはり管内、あるいは道内でこういった位置付けなのか。平取町の場合は、義務教育課程の町立の学校7校、中学校2校と小学校5校あるわけですけども、学校単位ごとの意見というんですか、今回公表をされなかったことに対して特段何かその学校経営者である校長先生あるいは学校単位でのご意見とか、何かこう、出てたのであれば、教育委員会で把握してる範囲で結構ですの

で、今言ったこと踏まえてどうなのかっていうことも、重ねてお尋ねしておきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それでお答えをさせていただきたいと思います。全国学力・学習状況調査が実施をされまして、来年度ということでは10回目を迎えるということになってまいります。これまでにありましては、抽出方式による調査の年もございましたけれども、現在はすべての公立小中学校が参加する、いわゆる悉皆方式によつての調査が定着しているという状況になっております。北海道教育委員会にありましては、調査開始以来、北海道全体の平均正答率が下位にとどまることに危機感を抱くなかで平成26年度調査までに全国平均点以上とする目標を掲げ、学校、家庭、地域が一体となったさまざまな取り組みを推進をしてきたところであります。しかし、26年度調査におきましても目的を達成することはできず、依然として低迷する結果ということに鑑みまして、より危機感を学校関係者のみならず、地域住民にも共有していくことが肝要であるという考え方において市町村別の公表に至ったというふうには考えているところであります。議員ご指摘にありましては、北海道、そして、日高管内全体の学力の底上げを図る上において、すべての市町村が課題を共有しながら、一体となった取り組みを促進すべきではないかということで、平取町は、根底から北海道教育委員会の方針を否定するんでないかなという見解に立たれたというふうに考えるところであります。繰り返しになるかというふうに思いますが、この調査にありましては、学習の到達度を見きわめると同時に、学校での指導に役立てて授業改善に努めるということが目的になっているところでございます。私は、この調査の導入当初から、これらが目的となっていることの初志を忘れてはならないというふうに考えているところであります。しかし多額の税金を投入して実施されるこの調査でありますので、地域住民への説明責任ということでは、町民に対し、平取町の子どもたちの平均正答率、並びに学習状況等について、総体的に比較できるよう、これまで同様、町広報紙を通じながら、しっかりと公表をしていくという考え方には変わっているところはありません。また各学校にありましては、学校だより等をもって、保護者そして学校評議員等に対しまして、自校の課題であるとか、改善策等について詳細な周知に努めているところでございます。町民及び保護者に対する説明責任ということにおきましては、それぞれ行うということにしているところでありますが、学力向上に対し、オール日高であるとか、オール北海道をもって、すべての市町村が、課題解決に向けた共通認識のもとに、取り組む必要があるとのご指摘につきましては、学力を含めた、生きる力の育成ということにありましては、とりわけ日高管内といたしまして、教育委員会連合会をはじめ、教育長会、校長会、教頭会、さらには学力向上推進会議などの組織をもって、現状分析を明確に行うなかで何

が課題であり、その課題をいかに改善していかなければならないのか、その課題解決にあたっての共通認識を深めると同時に、各町教育委員会、さらには各学校が、各町のそれぞれの実情でありますとか、学校事情に応じた取り組みを推進しているところでございます。今後とも、管内各町、各組織における情報交流をはじめ、連携を十分に図ることにおいて、平取町の子どもたちがテストによる点数獲得を目的とするということではなく、社会で独立をして困難を克服するために必要とする知識をしっかりと身につけるとともに、心豊かに、強くたくましく成長することができるよう、教育委員会として幅広く支援していくことが今課せられている最も重要なミッションであるというふうに考えているところであります。そのため第6次の平取町総合計画、さらには平取町教育推進計画を機軸といたしながら、各種施策の展開に最善の努力を払っていきたいというふうに考えているところでございます。また、ご質問の中にございました中学校の成績における、いわゆるB問題、主として活用にかかわる分でございますけれども、これらについては中学校ということに限らず、小学校においても、その課題はあるところでございます。今後におきましては、この活用問題のみを克服するというだけではなくて、基礎基本をしっかりと身につけながら、この活用問題等を解いていくということに向けていかなければならないかなというふうに思っているところでありますので、今後にありましては十分にここら辺の対策等は講じていきたいというふうに考えているところであります。また、今回の結果公表等にあたって、学校等からの意見と申しますか、そのものがあつたのかということのご質問でございますけれども、この結果公表ということについて、教育委員会が決定をし、北海道教育委員会のほうに報告をしているということですが、それに至った後にありましては、町の校長会でありますとか教頭会のほうにご説明等をさせていただきながら、これまでできているところでありますので、その後における各学校等から特段の意見というのはないところであります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今の教育長の説明の中ではもう一点私気になってるところがあるんですけども、今回公表しなかった結果について、日高の教育振興局、それから、道教委の反応というんですか、それらに対して平取町教育委員会に対して何かご意見等を拝聴した経緯はあるのでしょうか。

議長

教育長。

教育長

お答えさせていただきます。平取町教育委員会として北海道版の結果報告書に同意をしなかったと、しないということで、これまで北海道教育委員会、日高教育局を通じながら、報告等をさせていただいているところでありますが、こ

のことにつきましては、日高教育局からも管内的に、いわゆる6町が同意をしたということで、平取町につきましてもその考え方に至ってほしい旨のお話ということは事実ございました。しかし、私ども教育委員会といたしましては、これまでご説明申し上げているとおり、基本的な考え方はやはり貫いていかなければならないのかなということで、それぞれお答えはさせていただいているところであります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

わかりました。それともう1点ですけれども、今現在教育委員4名ですか、おられますけれども、教育委員の中でのこの公表せずという結論に至ったお話し合いの中で、教育委員の委員会としては、全会一致でだれもこのことに対しては、意見を申し述べる方は1人もいなかったという理解でよろしいのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

この結果公表にかかわっての協議ということでは先ほど申し上げましたとおり、教育委員会議を開催をして、平取町の教育委員会として最終的な答えを出しているところでありますけれども、このことにつきましては、教育委員、私を含めて現在5名でありますけれども、5名において、すべてが、同意することには反対をするということではなくて、委員の中にもやはり、結果ということについては、序列化であるとか、そのものが、明確にならないということであれば公表に至っても良いのではないかなというような考え方を持つ委員も中にはおります。しかし、教育委員は合議体でございますので、最終的には、結論といたしましては同意をしないということに至ったところでございますので、教育委員の中にも同意すべきだという考え方を持つ委員の中にはいるところであります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうなんですね。状況のことは本当わからずの部分でしたので、今初めて流れ、話し合いの結果も少しずつこうわかってきたわけでございますけれども、それと教育長、どうなんでしょうね、学校別の平均成績については、公表はしないほうがいいっていう教育長サイドでの考え方はどうなんでしょう。そういう結果なんでしょう。

議長

教育長。

教育長	北海道教育委員会にありましては、市町村別、そして学校別の公表をするということでは、その市町村教育委員会が決定をすることであるということ、その市町村教育委員会が、市町村別、さらには学校別ということで公表するということの結論に至った場合はそれは公表していいという、要綱になっておりますので、北海道教育委員会にありましては、現在は、市町村別の公表だけに至ってます。学校別は行っておりません。平取町としても、学校別に公表していくという考え方は当然、現段階では持っていないということであります。
議長	千葉議員。
11番 千葉議員	またちょっとぶり返すようで本当恐縮なんですけど、全国の学力テスト、費用はなんか55億ぐらいかかっているということのようですけども、そういった費用をかけて、なおかつあの結果がなかなか全国あるいは全道と比較した場合の位置付け、あるいは日高管内の位置付けというのは、やはりあの透明化にしてみたいという部分も、先ほど申し上げたとおり、父兄のなかでもそういう意見はあるんですけども、一つお尋ねしたいのが、来年度以降もそういった考えの方針でずっと平取町はいくお考えなのでしょうか。
議長	教育長。
教育長	現段階で、私がお答えできる分については、来年度以降におきましても、平取町としては、北海道版の結果報告書に同意をするという考え方には至らない、というように考えております。
議長	千葉議員。
11番 千葉議員	それだけ信念をもって町教委として、やってこうということの結論だなというふうに私受けとめております。ただ新聞にも公表されてるとおり各自治体においてはですね、課題となっている点、ひとつひとつ詳細が出てないんですけどね、新聞紙上では。まあさまざまな意見があるなかで、例えばあの日高町の場合でしたら、結果に一喜一憂はしないで、基本的な生活習慣である早寝早起き朝ご飯をきちっと正して運動もですね、やっていきたいと。そういった運動に取り組んでいきたいということもコメントで出ておりますし、新冠は、たまたま管内では結構成績が上のほうだったと思うんですけども、毎年安定した成績が出せるかどうかは今後の課題であると。小学校の家庭学習を習慣化させることが大切だというコメントも出ております。それから新ひだか町においては、やはり中学生の数学Bの正答率は、全4分野ともですね、全国平均の7割以下だったと。このことを大変重たく受けとめているコメントも出ております。それから、浦河町においては、本年度から学力テストを受験しない小学校2年生から

5年生、あるいは中1、中2を対象にですね、学力調査をはじめたというコメントもありまして、やはり、それぞれ公表された結果の中身を厳粛に受けとめながらですね、各自治体として町の教育行政として取り組んでる姿勢がうかがわれるんでありますけども、私は、先ほど冒頭に申したとおり、やはり共有していくという部分においては、公表していかない方向でずっとこれからもいくよという部分においてはですね、やはりあの、今後も私は、町民特にあの現役のお子さんを抱えてる家庭に対しての説明責任、先ほどの話だと学校の評議員とかあるいはその学校単位で発行しているものに対してですね文書化してたぶん通知はすると思うんですけども、今後もですね、このようなかたちのなかで、例えば、町内のほうから、あるいは父兄の方から公表してもらいたいという意見が強まった場合は、教育委員会含めてですね、町の教育行政のなかで方向転換もあるという考えでよろしいのでしょうか。

議長

教育長。

教育長

結果公表にかかわって、現時点では北海道版の結果報告書に同意をするという考え方には至らないということで、ご説明をさせていただいているところでもありますけれども、ただいまのご質問において、保護者、地域等から今後にあっては、平取町としてもその公表に同意すべきではないかというような声が多く出た場合にあっては、方向を転換することはないのかということのご質問かなというように思っておりますけども教育委員会といたしましてはこれまでもご説明を申し上げておりますとおり、本来のこの全国学テの主旨そのものについては、教育委員会としてはやはりそのものは忘れてはならないものだと考えておりますので、いわゆる過度な競争、序列化を招くということが考えられる場合においては、そのことにはやはり至らないというふうには思っておりますけれども、やはり時代の趨勢とともに、そのことをやはり、ひろく町民のみならず、北海道全体に対して、それらは公表すべきだというような声が大きくでるということもありましたらやはり、教育委員会としては、そのことは真摯に受けとめながら、協議はしていかなきゃならないかなというふうには思っておりますけれども、現時点では、その考え方には至らないということをお答えをさせていただきたいというように思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

それではですね、その方針は、今教育長のほうから答弁いただいたとおりというふうに厳粛に私も受けとめますけども、今後の課題であります、学力向上に対してのですね、平取町の町教委としての取り組みはですね、どのような見解をもってるのかっていうことでちょっと触れてみたいことがあります。それこそ序列化とかあの順位に対してっていうことは私も実は気持ちの上では本当に

学力向上につながるような発表につながるのかなという部分ではちょっと首かしげる分も自分自身ではあるんですけども、ただ現実的にですね、率直に申し上げますと、上位に自治体で47都道府県の自治体で上位にきてる学校、学校というかその教育行政に対する取り組みの中で、調査した結果内容はやっぱり、承知のことと思いますけども、やはりあの中学校小学校ともにですね、家庭内の会話率が非常に高い、これはもう承知のことと思いますし自己肯定率も高い。それから、学校の校則の遵守率も非常に高い。それから、宿題の実行率、要するに学校側から出された宿題を必ずこなしていく、実行率も非常に高い。それから、自宅学習率も高い。それから、読書率も高いんですね。すでに当然のことながら教育長はじめ松澤課長も承知のことと思いますけども、そのなかでやっぱり特記して、懸念されてることは、常任委員会の中でも話はちょっと出てたようなんですけども、ゲームのプレイ時間ですね、これが異常に北海道がダントツ1位なんですよね。小学生は特に。そういった部分に対して、まあ詳細、これはもう家庭教育の問題もう当然のことながら、大きく関わってくることだと思っておりますけども、こういった項目一つ一つを拾い上げて、やはり、問題点、課題点を見出していく。そしてそれに対して、各学校に指導していく、あるいは家庭側に周知するという作業に対して、今後の取り組みという部分ではどのような意見があるのか、そのことも、本日伺っておきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

ただいまのご質問の中におきまして、いわゆる児童生徒の学習状況といいますか、それらについて課題があると。それらを改善をしながら学力の向上に努めるということがやはり大切ではないかということになろうかなというふうに思っておりますけれども、いわゆる、学習状況調査結果ということにありましては、今のご質問の中にもありましたけれども、1日におけるゲームに費やす時間でありますとか、メール、インターネット、さらにはテレビの視聴時間が長いだとかということは日高管内そして北海道もそうですけども当町におきましてもその実態はあるところでございます。例えば一例として申し上げますと、1日のゲームの時間で2時間以上行っているかどうかということでは、小学生では平取町の子どもたちについては全道、全国等からも低い状況にはなっております。小学校では25%程度の子どもたちが2時間以上ゲームはやっているということなんですけども、全道、全国では30を超えるというような割合になってございます。そういうようなことで、やはり1日の生活習慣といいますか、その辺のことについても十分に改善を図りながら、今後の学力向上ということにはつなげていかなければならないのかなというように思っておりますので、これらにつきましても十分に学校、家庭、地域との連携等を図りながら改善に努めていきたいというように考えているところであります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

ぜひ頑張って取り組んでいただきたいなというふうに思っております。それと質問の最後のほうになってくるわけですが、正答率の話がどうしても出てくるんですけども、少なからずともですね、大都会とか中核都市、それからその他の地方の市ですね、いわゆる人口がある程度いて、生徒数もいるような地域と、それから町村単位、特にへき地の地域を抱えてるへき地校を抱えてる町村単位でいったら、非常にまだまだ改善はしてきてるんですけども、まだやっぱり都市部との格差が開いてる。この要因はやっぱりたどっていけば、私やっぱりあの、一概には言えないのかもしれませんが、やはり指導力があって学校運営に対してあるいはその子どもに対しての信頼関係をもてる、俗に言ういい先生の数がですね、なかなか、こちら日高のほうには来てないのかな、そういう意見も父兄の中から出てるのも事実でございます。これは今の先生が良いとか悪いとかではなくて、一生懸命やられてる先生も努力してるのにそんなに芽を出してくれないという結果もあるんですけども、その部分に対しての、今後の私は平取町の課題でもあり、日高管内の課題でもあると思うんですけども、承知のとおり日高管内は人口7万2千前後かな、今。苫小牧の半分ぐらいしか、この広い日高管内において、人が住んでない。生徒数もだからそれなりに少ないわけですが、そういったなかで、やはり学力向上につながるような、指導者、先生、これらの、まあ人事の関係も当然のことながら出てくるわけですが、取り組みに対してのお考えも、町教委として伺っておきたいと思います。

議長

教育長。

教育長

学力向上を図るということにおいては、学校における指導そのものを、やはり高めていかなきゃならないということになろうかなというふうに思っております。それで、ただいまご質問にありますけれども、いわゆる教員の資質の向上ということにありましては、教育委員会といたしましても、さまざまな対策等を講じながらあたっているところでもありますけれども、いわゆる教員ということにありましては、日高管内を基本としながら人事を行っているということとなります。そこにおいては現状では、日高管内だけの異動ということとはなかなかままならない部分がございますので、他管交流ということで現状におきましても、胆振、空知、渡島管内から教員が日高管内に入ってきてるということもございますし、また日高管内からその管内のほうに交流に出てるということで他管に出て、そしてまた日高管内に戻って、それ以降における管内の教育力を高めていくというようなことの意味合いを持ちながら他管との交流を実施をしてきてるということもございます。そのようなことでは教員の質の向上を図っていくということにおきましても、平取町の教育委員会といたしましてもや

はり研修、そういうものに力を入れなきゃならないのかなというふうに思っております。そういう点では、平取町におきましてもさまざまな教員の研修等を行っておりますし、また、教育研究協議会等を立ち上げるなかでそれぞれ先生方が、自主的、主体的に活動を行っているということで、それらがすべて子どもたちに反映できるように、教員も日々努力をしているところでありますので、今後とも教育委員会といたしましては教員の質の向上等に向けて最大限支援等はしていきたいというように考えているところであります。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

さまざまな困難な壁もたくさんあるのかなと思いますけども、ぜひ今教育長言われたようなかたちですね、少しでも、この平取町の町の教育行政として、学校全体が地域全体がですね、学力向上するような取り組み、少しずつですね、取り組んでってもらえればなというふうに思ってます。ただ悪い面だけではないですね、北海道のこのデータを見ていますと、全国のその正答率の中で全国平均上回ってる項目というのが2、3ありまして、特にあの先ほどB項目の話したんですが、A項目では伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項が100.4、いわゆる0.4ポイント上回ってる。全国の正答率を100とした場合ですね。それと、国語のAですね、話すこと聞くこと、これは北海道全体での数字なんですけど、これも同じく100.3と0.3ポイント全国平均を上回っている。それから数学のB、唯一これは関数なんですね、関数の問題。数学のB、これは100.9で、0.9ポイント全国平均より上回っている。こういった良い面もたくさんまた指摘をすれば出てくるわけございまして、特に平取町の場合は、道徳教育とか、例えば犯罪に対する地域としての取り組みとか、あるいはその校内暴力の関係、家庭内暴力の関係とか、私は田舎特有のこの平取町のこういった町特有のですね、良い面はまだまだ探してこえばたくさんあるなというふうに思ってますので、それらのこともですね、やはりあわせて一つ一つ検証しながら、今後の町の学力向上のためにですね、取り組んでいってもらいたいなというふうに思っております。時間の関係上、これ以上、ご答弁求めませんけども、引き続きですね、教育長中心に教育委員会のメンバー、それから学校単位、それから学校の評議員も含めてですね、親御さんたちも全員一致してですね、さまざまな、平取町が抱えてる、教育問題に対して今後もひとつ努力していただきたいというふうに思っております。それで、次の質問に行きたいと思います。通告してあります、川上町長3期目の継続出馬ということでございますけども、もうすでに新聞紙上で出馬に対しては、事実上表明されたなかで本日の定例議会において、正式に表明したいという意向もあったようでございますので、改めて、伺ってまいります。来年6月、任期満了に伴いまして、町長選挙の改選が待ち受けておりますけども、川上町長のですね、現在の考え方を改めてこの議場で伺っていきたくと思います。

議長

町長。

町長

それでは千葉議員からのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。私は平成20年の7月に町民の支持を得まして、町長に就任し、町長という重責を担うことになり、早くも7年6か月が経過をいたしました。この間、多くの方々のご支援、ご指導をいただきまして、現在まで務めさせていただきました。私は町民の幸せを第一に、豊かで安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、町民の皆さま、さらには、議員の皆さんにご協力をいただきながら進めてきたところでございます。また、町といたしましても、理事者、職員が一体になって、町民の付託にこたえるように、誠心誠意頑張ってきたところでございます。2期7年6か月を少し振り返ってみますと、平取町はどの町とも合併せず、将来にわたり自主、自立の道を歩み続けております。しかし、長く続いた景気の低迷、政権の交代、東日本大震災など、大変厳しい社会情勢のなかで、景気対策、あるいは人口減少対策、農林業対策、少子高齢化対策、財政健全化対策など、多くの課題と向き合いながら、乏しい自主財源と地方交付税の動向に左右されながらも、創意工夫を凝らしながら、町の活性化に取り組んできたところでございます。特に農業振興については、長年の懸案でありましたエゾシカの侵入防護柵整備事業、あるいは農業の将来を見据えて、新規就農事業を積極的に推進するために振内地区に実践農場を整備し、担い手対策に力を入れてきたところでございます。現在では、トマトの生産については10年連続して、1万トン、30億円を突破して、今年も1万2千トン、42億7千万円を達成し、北海道一の生産地となっているところでございます。また、平取町の優れた特産品をPRするため、初めて札幌でびらとりトマト和牛フェアの開催をしております。また、びらとり温泉ゆから整備につきましては交流人口の拡大とともに、町民の憩いの施設として利用されていることは大変うれしく思っているところであります。これまで、指定管理料として約4千万円の経費が指定管理料、現在はなしで運営され、他の重要な財源に充当できることは、昨今の財政状況が厳しいなかでは、大きな成果でもございます。さらには、アイヌ文化の推進では、沙流川地域のイオル再生事業、アイヌ文化情報センターの整備、伝統的工芸品としてアツシ、イタが北海道初の指定を受けたところでございますし、また、重要文化的景観等の追加選定など、アイヌ文化の振興についても、町議会をはじめ、アイヌ協会、行政など、町ぐるみで進めてきたところでございます。福祉関係については、子育ての支援医療費の助成事業、高速通信網の光ファイバーの整備、住宅リフォーム助成事業、赤ちゃん誕生祝い金事業、さらには、災害に強いまちづくりについて、政権交代により、一時、凍結された経緯もございますけれども、平取ダムにつきましても、沙流川総合開発上2ダム1事業として進めながら、約半世紀にわたり懸案となっておりましたけれども、町民の願いが国に届き、本体着工されまして、2020年完成のめどがついた

ところでございます。これまで、町議会をはじめ、町民の皆さんのご支援とご協力のもとに、着実に町政を推進することができましたことに感謝をしているところでございます。町政の執行については、昨年度から着手をいたしました第6次の平取町の総合計画が、町民の皆さんの手によって、策定をされ、先週、答申を受けたところでございます。今後、第6次の平取町の総合計画を基調としながら、今後10か年計画を具体的に進めてまいります。しかし、乏しい自主財源と地方交付税の限られた財源であります。現在進めている事業、今後取り組んでいかなければならない多くの課題を選択と集中のなかで、確実に解決しなければならないというふうに考えてございます。具体的には、国保病院の改築、人口減少問題、少子高齢化対策、平取ダムの前年度おりの完成、そして関連施設の整備、道立平取高校の存続、肉牛振興、さらなる交流人口の拡大のための観光振興、アイヌ文化の振興など、さまざまな課題が山積し、重要な時期にあると考えております。今後とも自立の道をより確実に発展させなければならないというふうに考えております。私たちは先人から生きる知恵や豊かな自然を受け継いでまいりました。先人はその時々を懸命に生き、町の歴史や文化、財産を築きあげながら残してくれました。今を生きる私たちは先人が残してくれた宝を次の時代につなげる使命がございまして、町民が幸せを実感できる確かな未来を築くために、全力を挙げなければなりません。今、日本は人口減少の時代を迎えまして、平取町にも大きな波が押し寄せております。地域経済の活性化と人口減少問題を克服するために、今後とも、産業の振興対策や定住対策等々、平取だからこそできる、地方創生に果敢に挑戦をしていかなければならないというふうに考えてございます。21世紀は食料、環境、エネルギー問題というのは、世界最大の課題でございまして、平取町の将来展望といたしましては、やはり自然と共生しながら、豊かな森林資源等を活用し、化石燃料に頼らないクリーンエネルギー100%自給できるまちづくり、また、基幹産業の農業の町として、食料自給率100%のまちづくり、また、豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことのできるまちづくりを目指さなければならないというふうに考えてございます。平取町の50年先100年先も町民の皆さんがこの町に住んでよかったと思える平取であるために、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを着実に前進させるためにも、私の集大成として、小さな町の大きな挑戦をしてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。私としてはまことに浅学非才ではございますが、議会の皆さん、町民の皆さん、そして職員の皆さんに対し、心からのご支援とご協力をお願い申し上げまして、引き続き3期目の町政を担当させていただきたいと考えているところでございますので、決意の一端を申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今川上町長のほうから3期目に対する、決意の一端を述べさせて、私も今伺っております。私としてはですね、第5次の今の前の総合計画のときのシミュレーション、思い起こせば、基金が2、3億に底をついてもおり、そしてそのかわりというか、その債務償還も順調に推移しながら起債残高も減ってるよというような、確かそういったシミュレーションだったというふうに思っておりますが、現時点で、基金残高が約25億円ほど残っております。それと先ほど温泉のゆからの施設のこともご紹介ありましたけども、今後予定されてる近々の中身としては、まずは、平取町の国保病院を建物、あるいはハードウェアソフトウェア含めてですね、建て直して、再度、改修をして進めていきたいという課題もございます。改めて町長ですね、川上町長の平取町の発展に伴うような、将来構想の核となっていくようなお話があれば、その一端もお伺いして質問をしたいと思います。

議長

町長。

町長

それは簡単に、私のほうから申し上げたいと思いますが、基金の関係については、ちょうど小泉内閣の三位一体改革のときに、交付税が約10億程度削減され、運営できなければ、平成の大合併というようなことでございました。なおかつ、また、平成15年には大きな災害がございましたけれども、自主自立の選択を先人の方々が選びまして、基金が約3億程度、25億あったものが3億程度なくなっても、平取町が自立していただきたいというような、そういった町民の声で現在、それぞれの町民の皆さんとともに、行財政改革に取り組みながら、限られた財源のなかで、選択と集中をしながらですね、これまで、今日に至っているところでございます。そういったなかで、起債も約60億、そのうち交付税に算入されるのが約2分の1ありますので、純粋な基金については純粋な借金については30億程度というふうに思いますけれども、今後は、大きなプロジェクト事業が抱えてございますので、ある程度、良質な起債のなかで、整備をしていかなければならない、そういうふうに思っておりますが、起債もただ借金ではなくて、これもやはり財産が残るということでございますので、できるだけ町としても、借金が残らないようなかたちのなかで取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、これから平取町の発展の核というようなことでは、大きなとらえでは申しましたけれども、今、これまで以来ですね、人口減少というかたちのなかでは、本当に地域が大きく状況が変わってですね、本当に町市街地から離れる地区におきましては本当に独居老人だとか、老老介護のお年寄りなど、新たな課題が、山積をしております。そういった状況が少しずつ変わっているなかでは本当に地域のコミュニティーというか、絆をさらに強くしてですね、連携を図っていかなければならない、そういうことが大事だというふうに思っております。ですからやはり人口が減少しますと、自主財源もさらに減るなかではこれまでの行政サービスを

行政だけでは、できない部分というのがございますので、そういった意味におきましては、これから、地域の課題は地域が課題を解決する地域力をしっかりとつくっていかねばならない、そのためには、人づくりが大事だというふうに思っております。シンクタンクというようなことで、これもやはり職員も切磋琢磨しながらブラッシュアップしながら、また地域は地域で解決する力をつけながら、行政が支援をしなきゃならないところは、バックアップしながら支援をしていく地域力、そして、人づくりということがですね、これから大きな、大事なことのかなというふうに思っております。元気な町にはですね、人が集まってまいりますので、本当にふるさとを誇りに思うそんなまちづくりをすることが交流人口、人が集まってくることにつながっていくのかなというふうに思っておりますので、そういった人づくり、地域力を高めることが、町民全員がオール平取で21世紀のこれからの先を進んでいくことが大事だというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

千葉議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

日程第6、請願第5号T P P交渉大筋合意に対する請願について、

日程第7、陳情第3号「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情について、以上2件を一括して議題といたします。この2件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。先に提出されました請願1件、陳情1件についてでございますが、12月8日に開催されました議会運営委員会で協議をいたしました。その結果については常任委員会に付託して審査することで、意見の一致をみております。請願第5号及び陳情第3号の2件については、産業厚生常任委員会へ付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第5号、陳情第3号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、請願第5号、陳情第3号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でございました。

（閉 会 午後 2 時 9 分）